

[一般論文]

「体罰」をめぐる法的解釈の変遷とその時艱

石 堂 典 秀

1 はじめに

2012年12月、大阪市立桜宮高校でバスケットボール部顧問の教師から体罰を受けていた男子生徒が自殺した問題が発覚して以降、文部科学省は「体罰根絶」を掲げ、体罰の実態把握、体罰の発生防止に向かっている。しかし、現実には、新聞紙上等では未だに学校現場での体罰は後を絶たない。わが国では、学校教育法11条ただし書において体罰を禁止しているにもかかわらず、なぜこのような問題が発生し続けているのであろうか。

文部科学省による平成24度の「体罰の実態把握について(第2次報告)」によれば、全国の小学校から高等学校において、平成24度の1年間に6721件の体罰が報告され、体罰や暴力を受けた児童・生徒が約1万4千人という非常にショッキングな数字が発表された。

体罰の発生学校数は、4152校で、学校全体の10%に及んでいる。特に、高等学校では、23.7%と、4校中1校で体罰が発生していることになる。体罰の発生状況としては、小学校においては、「授業中」の発生件数が一番多く922件(59.1%)であるのに対し、中学校、高等学校では、「部活動」中の発生件数が一番多く、中学校で1073件(38.3%)、高等学校で948件(41.7%)となっている。「体罰の態様」については、「素手で殴る」というものが4101件(61.0%)と圧倒的に多く、次いで、「蹴る」617件

(9.2%)、「殴る及び蹴る等」410件(6.1%)、「棒などで殴る」353件(5.3%)、「投げる・転倒させる」179件(2.7%)となっている。被害状況を見てみると、「傷害なし」が5605件と全体の83%を占めている。もっとも、「骨折・捻挫」40件、「鼓膜損傷」65件、「外傷」207件、「打撲」478件、「鼻血」93件、「髪を切られる」13件など、約1000人近くの子どもたちが「体罰」の被害に遭っていることになる。さらに、「傷害なし」という子どもたちの中には、体罰を契機に登校になつたり、精神的ストレスの症状を発生させるなど「傷害」の有無のみで子どもたちへの損害を測ることはできない。

さらに体罰を行った教職員について文部科学省「公立学校教職員の人事行政の状況調査」(平成24年度)によれば、体罰による懲戒処分を受けた教職員は、176名(そのうち免職3名)であるが、訓告等を含めると処分を受けた教育職員の数は2253名に上る。平成23年度に訓告等を含めた懲戒処分などを受けた教育職員の数404名(懲戒処分126名)と比較すると、約17倍の大幅な「増加」を示している。もっともこれまでの調査が不十分だった可能性もあり、文科省は実態把握の強化と再発防止に取り組むよう求めている。懲戒処分などを受けた教育職員を都道府県別でみると、山形県のゼロから長崎県の432名と相当な地域格差がみられる。このような格差は、体罰に対する地域差を示すものなのか、調査方法による差だとすれば、体罰件数はさらに上昇する可能性を秘めている。いずれにせよ相当数の教職員が体罰を理由とした処分を受けているということである。

わが国において学校教育法上体罰が禁止されているのに、なぜ、体罰を止めることができないのか、学校現場の問題もさることながら、法的環境にもその原因の一端があるのではないかと考え、これまでの判例の流れ及び行政解釈の変遷を辿ってみることとした。特に、教員の児童に対する有形力の行使が体罰に該当しないと、平成21年の最高裁判決を中心に、同判決の位置づけとその後の裁判への影響について考察する。

2 体罰をめぐる立法及び行政解釈の変遷

(1) 従来の行政解釈⁽¹⁾

体罰禁止を最初に規定したのは、明治12年の教育令第46条であった。原案は「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰ヲ加フルヘカラス」とされていたが、元老院の議により、体罰に「殴チ或ハ縛スルノ類」という注が付けられ、「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰（殴チ或ハ縛スルノ類）ヲ加フルヘカラス」と規定されていた。同条項は、明治18年の改正で削除され、第2次小学校令（明治23年勅令第215号）63条において「小学校長及教員ハ児童ニ体罰ヲ加フルコトヲ得ス」と規定され、さらに、明治33年に公布された第3次小学校令（明治33年勅令第344号）47条は、「小学校長及教員ハ教育上必要ト認めタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但体罰ヲ加フルコトヲ得ス」と規定し、その後の国民学校令（昭和16年勅令第148号）20条「国民学校職員ハ教育上必要アリト認めタルトキハ児童ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得但シ体罰ヲ加フルコトヲ得ズ」でも同様の規定がみられ、既に学校教育法11条の原型が確立されていたといえる。

その後、戦後において、「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答）及び昭和24年8月2日法務庁発表の「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得（通達）」により行政解釈が示された。

「児童懲戒権の限界について」（以下「昭和23年回答」）は、体罰についての質問に以下のように回答している。

学校教育法第11条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち

- 一 (1) 身体に対する侵害を内容とする懲戒——なぐる・けるの類——がこれに該当することはいうまでもないが、さらに
- (2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。た

たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。

二 しかし、特定の場合が右の(2)の意味の「体罰」に該当するかどうかは、機械的に判定することはできない。たとえば、同じ時間直立させるにしても、教室の場合と炎天下または寒風中の場合とでは被罰者の身体に対する影響が全くちがうからである。それ故に、当該児童の年齢・健康・場所のおよび時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無を制定しなければならない。

三 放課後教室に残留させることは、前記一の定義からいって、通常「体罰」には該当しない。ただし、用便のためにも室外に出ることを許さないとか、食事時間を過ぎて長く留めおくとかいうことがあれば、肉体的苦痛を生じさせるから、体罰に該当するであろう。

四 右の、教室に残留させる行為は、肉体的苦痛を生じさせない場合であっても、刑法の監禁罪の構成要件を充足するが、合理的な限度をこえない範囲内の行為ならば、正当な懲戒権の行使として、刑法第35条により違法性が阻却され、犯罪は成立しない。合理的な限度をこえてこのような懲戒を行えば、監禁罪の成立をまぬかれない。

つぎに、然らば右の合理的な限度とは具体的にどの程度を意味するのか、という問題になると、あらかじめ一般的な標準を立てることは困難である。個々の具体的な場合に、当該の非行の性質、非行者の性行および年齢、留め置いた時間の長さ等、一切の条件を総合的に考察して、通常の理性をそなえた者が当該の行為をもって懲戒権の合理的な行使と判断するであろうか否かを標準として決定する外はない。

この「昭和23年回答」によれば、体罰には殴打型と(正座・直立を長時間保持させる)拘束型があり、拘束型について全てが必ずしも違法というわけではなく、「児童の年齢・健康・場所のおよび時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無」を判断することになるとしている。ここで興味深いのは、拘束型においてのみ「肉体的苦痛の有無」が判断基準とされていることである。殴打型体罰については、「なぐる・ける」という外形的行為から明らかであるため、その程度や苦痛という点は考慮される必要はない。後述するように、裁判所においては殴打型にも拘束型

の基準を適用するようになる。

その後、昭和24年8月2日に法務庁「生徒に対する体罰禁止に関する教師の心得（通達）」（以下「昭和24年通達」）が発表された。

- (1) 用便に行かせなかったり食事時間が過ぎても教室に留め置くことは肉体的苦痛を伴うから体罰となり、学校教育法に違反する。
- (2) 遅刻した生徒を教室に入れず、授業を受けさせないことは例え短時間でも義務教育では許されない。
- (3) 授業時間中怠けた、騒いだからといって生徒を教室外に出すことは許されない。教室内に立たせることは体罰にならない限り懲戒権内として認めてよい。
- (4) 人の物を盗んだり、こわしたりした場合など、こらしめる意味で、体罰にならない程度に、放課後残しても差支えない。
- (5) 盗みの場合などその生徒や証人を放課後訊問することはよいが自白や供述を強制してはならない。
- (6) 遅刻や怠けたことによって掃除当番などの回数を多くするのは差支えないが、不当な差別待遇や酷使はいけぬ。
- (7) 遅刻防止のための合同登校は構わないが軍事教練の色彩を帯びないように注意すること。

「昭和24年通達」においても、そのほとんどが拘束型に対する具体例が示されており、殴打型体罰についての言及はみられない。

(2) 新たな行政解釈の展開

平成18年6月5日に文部科学省初等中等教育局が「児童生徒の規範意識の醸成に向けた生徒指導の充実について（通知）」（以下「平成18年通知」）が出され、そこでは「児童生徒の問題行動等の現状をみると、暴力行為、いじめ、不登校等が相当の規模で推移するとともに、社会の耳目を集めるような重大な問題行動もあとを絶たないと」して「生徒指導の一層の充実を図る」ために、「生徒指導上の対応に係る学校内のきまり及びこれに対する指導の基準をあらかじめ明確化」し、「学校内の決まり等を守れない児童生徒の問題行動や非行等に対しては、あらかじめ定められてい

る指導基準に基づき、「してはいけない事はしてはいけない」と、「毅然とした粘り強い指導を行っていくこと」が求められている。もっとも、同通知では、必ずしも殴打型を推奨するものではなく、「公立の義務教育諸学校では、児童生徒の学習権を保障するとともに、保護者の就学義務の関係から、停学や退学等の懲戒処分は認められていない。しかし、学校における懲戒としては、注意、叱責、居残り、起立、宿題、清掃、文書指導、別室指導、訓告などがあるので（ただし、これらの懲戒を行うにあたっては、当該児童生徒の発達段階、健康状態、場所や時間的な環境などの諸条件を勘案の上、肉体的な苦痛の有無を判定し、体罰にならないよう気をつけなければならない）」としていわゆる「事実上の懲戒」としての拘束型までを認めていた。

この「平成 18 年通知」の基礎となったのが、平成 18 年 5 月に出された国立教育政策研究所生徒指導研究センター「生徒指導体制の在り方についての調査研究 - 規範意識の醸成を目指して -」（以下、「平成 18 年報告書」）であった。同報告書よれば、「懲戒を実施する上での留意点」として以下のことが挙げられていた。

- i) 教育的な観点から安易な判断のもとで懲戒が行われることがないよう、その必要性を慎重に検討して行うこと。
- ii) 適正な手続きを経て処分を決定すること。（適正な手続きとは、例えば、十分な事実関係の調査、本人等からの事情聴取等弁明の機会の設定、保護者を含めた必要な連絡や指導、適切な処分方法等の通知、などが考えられる）。
- iii) 体罰に該当するような懲戒は認められないこと。
体罰に該当するような懲戒とは、殴る、蹴るなどの身体に対する侵害を内容とする懲戒、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるなど肉体的な苦痛を与えるような懲戒、などが考えられる）。
- iv) 日常の叱責や注意の在り方に留意すること（主な留意点としては、その場の環境や対象となる児童生徒の発達段階や実態に応じて、効果が変わるのので、的確な判断が必要であること（機械的、形式的な処置であっては

ならないこと)、懲戒の理由が児童生徒等に理解されていること、公平であること(不公平、不当さがあるような処置であってはならないこと)、感情的であったり、他の子ども達への見せしめであるような処分ではないこと、教師間で指導や処分に差やブレが生じないようにすること、処分中又は事後の教育的な指導を適切に行うこと、などが考えられる)。

しかし、その後、平成19年1月24日に教育再生会議の第1次報告において、教育再生のための取り組みの一つとして、「暴力など反社会的行動を繰り返す子供に対する毅然たる指導、静かに学習できる環境の構築」が掲げられ、「教員が毅然とした指導ができるよう、学校の指導や懲戒についての昭和20年代の『体罰の範囲等について』など関連する通知等を、18年度中に見直し、周知徹底の上、来年度新学期から各学校で取り組めるようにする」ことが求められた。

これを受け、文部科学省は、平成19年2月5日に「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(以下、「平成19年通知」)を出し、「校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況」にあるとの認識の下、「問題行動への対応についてはまず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要」であるとしつつ、「問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと」「毅然とした指導」を求めるようになる。

そして、同通知の中で、「3 懲戒・体罰について」と題して、従来の方向転換を示した。

- (1) 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認めら

れるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持ってない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。

- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」（昭和23年12月22日付け法務庁法務調査意見長官回答）等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

そして、同通知に添付された「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」では、「体罰の解釈」について以下のような記述がみられる。

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客

観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒1人1人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。

- (4) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとする事は、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭和56年4月1日東京高裁判決）、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭和60年2月22日浦和地裁判決）などがある。

この「懲戒・体罰に関する考え方」をどのように理解すべきなのであるか。上記(1)では、児童生徒への指導に当たり、「学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない」とする。しかし、その一方で、「教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある」として、体罰概念の相対化を示唆する。さらに、(2)においてはこれまで「昭和23年回答」で示されたように拘束型にのみ適用されてきた、「諸条件の考慮」といった要件を殴打型にも適用する点で、これまでの行政解釈を大きく転換したといえる。この点では、後述するように、裁判所の影響を受けたとも言える。さらに、(3)において「懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動」よりも「児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした」教師側の対応を重視すべきとする新たな要件が加えられている。この「教師側の対応」を判断要素に取り入れ、子どもの状況よりも重視するという視点は、これまでの判例においてもみられなかった新たな点であるといえる。この点は、後述のように「平成21年判決」に影響を及ぼし、それ以降の判決にも影

響を与えている。また、(4)では、体罰を容認するかのような判決の要旨を紹介し、裁判所では一定の体罰を許容するかの印象を与えている。この「平成19年通知」については、「歯止めのない体罰事件の横行から体罰判例もふたたび厳格な体罰禁止」に固まってきている。このような時期に体罰判例の主要な流れから外れた体罰容認的判決例を教育現場への実力行使の解禁と受け止められかねない解釈の根拠」となり兼ねないと懸念が示されていた⁽²⁾。

しかし、その後、桜ノ宮高校の事件を契機に、文科省では、平成25年1月23日「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について(依頼)」(以下「平成25年1月調査依頼」と題する調査を国公私立の小学校、中学校、高等学校(通信制を除く)、中等教育学校、特別支援学校を対象に実施する。そして、この調査依頼を皮切りに、平成25年3月13日「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(以下、「平成25年3月通知」)、平成25年4月26日「体罰に係る実態把握の結果(第1次報告)について」、平成25年5月27日「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」(以下、「平成25年部活動調査報告」)、平成25年8月9日には「体罰に係る実態把握(第2次報告)の結果について」(以下、「平成25年体罰調査」)及び「体罰根絶に向けた取組の徹底について(通知)」(以下、「平成25年8月通知」と矢継ぎ早に「通知」「調査結果」が出されていく。

「平成25年1月調査依頼」では、冒頭から「昨年末、部活動中の体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺事案が発生するなど、教職員による児童生徒への体罰の状況について、文部科学省としては、大変深刻に受け止めております。体罰は、学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です」として大変強い危機意識が窺われる。しかし、その一方では、「平成19年通知……においても示しているとおり」として「平成19年通知」の考え方を維持する姿勢が示されていた。

その後、「平成 25 年 3 月通知」では、次のような表現に変わる。

懲戒、体罰に関する解釈・運用については、平成 19 年 2 月に、裁判例の動向等も踏まえ、『問題行動を起こす児童生徒に対する指導について』（18 文科初第 1019 号文部科学省初等中等教育局長通知）別紙『学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方』を取りまとめましたが、懲戒と体罰の区別等についてより一層適切な理解促進を図るとともに、教育現場において、児童生徒理解に基づく指導が行われるよう、改めて本通知において考え方を示し、別紙において参考事例を示しました。懲戒、体罰に関する解釈・運用については、今後、本通知によるものとします。（下線筆者）

として、別途「新たな」考え方を提示することを仄めかしている。そして、「平成 25 年 3 月通知」では、以下のように体罰の否定的側面を強調する。

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。もとより教員等は 指導に当たり、児童生徒 1 人 1 人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要である。（下線筆者）

懲戒の範囲についても「ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学、停学、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある」として「平成 18 年通達」の考えが維持されている。

そして、「体罰の解釈」については、以下のように「平成 19 年通知」のものをはば踏襲しているが、上記体罰容認判決の部分 (4) が削除されている。

(1) 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

(2) (1) により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

「平成 25 年 3 月通知」に添付された「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」では、以下のように体罰の事例を示している。

身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
- ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた

その後、前述の「体罰の実態把握」調査結果を受けた形での「平成 25 年 8 月通知」では、「体罰の件数が 6700 件を超え、これまで、体罰の実態把握や報告が不徹底だったのではないかと、重く受け止めています」と体罰の実態が非常に深刻な問題であることを初めて認識する。その上で、「これまでの取組を検証し、体罰を未然に防止する組織的な取組、徹底した実態把握、体罰が起きた場合の早期対応及び再発防止策など、体罰防止に関する取組の抜本的な強化を図る必要がある」とした上で、「改めて体罰根絶へ向けた取組を点検し、更なる強化」を述べている。同通知は、内容的には「平成 25 年 3 月通知」を簡潔にまとめた形となっているが、「体罰根絶」という文言を初めて用いるなど、これまでとは、特に「平成 19 年通知」とは、明らかに異なる姿勢が伺える。「平成 25 年 8 月通知」では、下記のように、体罰を行った教員の処分規定も新たに盛り込まれている。

教育委員会は、体罰を行ったと判断された教員等については、客観的な事実関係に基づき、厳正な処分等を行うこと。特に、以下の場合は、より厳重な処分を行う必要があること。

- 1 教員等が児童生徒に傷害を負わせるような体罰を行った場合
- 2 教員等が児童生徒への体罰を常習的に行っていた場合
- 3 体罰を起こした教員等が体罰を行った事実を隠蔽した場合等

「平成 25 年 8 月通知」では部活動指導における体罰の防止のための取組についても言及がなされ、「平成 25 年 5 月 27 日に取りまとめられた「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」（以下「平成 25 年部活動調査

報告)に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」の趣旨、内容を理解の上、運動部活動の指導者(顧問の教員、外部指導者)による体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けた取組を実施すること」としている。

この「平成 25 年部活動調査報告」では「体罰」に該当する事例を次のようなものを挙げている。

体罰等の許されない指導と考えられるものの例

殴る、蹴る等、 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

(例)

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、
嫌がらせ等を行う。
セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
身体や容姿に係ること、人格否定的(人格等を侮辱したり否定したりするような)な発言を行う。
特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

同報告書では、「運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による から のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます」というように、発言も体罰となる点は特筆すべきであろう。

3 体罰をめぐる裁判例

(1) 最高裁平成 21 年 4 月 28 日判決について

最判平成 21 年 4 月 28 日（民集 63 卷 4 号 904 頁）⁽³⁾

【事実の概要】X は、Y 市小学校の 2 年生の男子であり、身長は約 130cm であった。A は、Y 小学校の教員であったが 3 年生のクラスの担任をしており、A と X は面識がなかった。A は、4 時限目終了後の休み時間に、本件小学校の校舎 1 階の廊下で、コンピューターをしないとだだをこねる 3 年生の男子をしゃがんでなだめていた。同所を通り掛かった X は、A の背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだ。A が離れるように言っても、X は肩をもむのをやめなかったので、A は、上半身をひねり、右手で X を振りほどいた。そこに 6 年生の女子数人が通り掛かったところ、X は、同級生の男子 1 名と共に、じゃれつくように同人らを蹴り始めた。A は、これを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。その後、A が職員室へ向かおうとしたところ、X は、後ろから A のでん部付近を 2 回蹴って逃げ出した。A は、これに立腹して X を追い掛けて捕まえ、X の胸元の洋服を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った。その後、X は、同日午後 10 時ころ、自宅で大声で泣き始め、母親に対し、「眼鏡の先生から暴力をされた。」と訴えた。X には、夜中に泣き叫び、食欲が低下するなどの症状が現れ、通学にも支障を生ずるようになり、病院に通院して治療を受けるなどしたため、X は Y に対して国家賠償法 1 条に基づき損害賠償を請求した。

原審は、胸元をつかむという行為は、けんか闘争の際にしばしば見られる不穏当な行為であり、X を捕まえるためであれば、手をつかむなど、より穏当な方法によることも可能であったはずであること、X の年齢、X と A の身長差及び両名にそれまで面識がなかったことなどに照らし、X

の被った恐怖心は相当なものであったと推認されること等を総合すれば、本件行為は、社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱するものであり、学校教育法 11 条ただし書により全面的に禁止されている体罰に該当し、違法であると判断して、X の慰謝料を認める判断を下したため Y が上告した。

【判旨】

A の本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るという X の一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないように X を指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰として X に肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。A は、自分自身も X による悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがあったとはいえなくても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法 11 条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、A のした本件行為に違法性は認められない、と判示した。

1) 基本的前提

本判決の評価を行う前に、基本的な前提事項について確認しておく。学校教育法第 11 条は「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と規定する。したがって、教員は「教育上必要」な懲戒権を有しているのであるが、体罰は禁止されていることになる。そして、学校教育法施行規則第 26 条は、「教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない」とする。

そして、教員が体罰によって児童に損害を与えた場合には、国家賠償法1条1項の適用が問題となる。最高裁は、「国家賠償法1条1項にいう「公権力の行使」には、公立学校における教師の教育活動も含まれる」（最判昭和62年2月6日判時1232号100頁）としてその適用を認めている。

国家賠償法1条に基づく責任が問題となる場合には、教師の加害行為が公権力の行使にあたること、学校事故が教師の故意か過失に基づく行為によって生じていること、加害行為に違法性のあること、損害と加害行為との間に因果関係の存在すること、教師としての職務上の行為に生じた事故であることが必要とされる。なお、国賠法1条1項の違法性の解釈については、民法の不法行為でいう加害行為の違法性と同様に解されている。学校教育法11条但し書きは、体罰を禁止しており、体罰に該当すれば、それが教育目的による懲戒によるものであっても有形力の行使は国家賠償法上違法とされることになる。したがって、本件行為が体罰に該当するかどうか争点となってくる。

先述したように、最高裁は、教員の行為は、その「目的、態様、継続時間等」から判断して、「教育的指導の範囲を逸脱するものではなく」、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないと判断したが、本判決はこれまでの理由付けとは明らかに異なる判断枠組を用いている。なぜこれまでの判断要素を変更したのか、その背景並びにこれら判断要素の当否について以下検討したいと考える。

2) 東京高裁昭和56年4月1日判決との関係

本判決の判断枠組みは、東京高裁昭和56年4月1日判決（事例¹⁰）に近いと言われている⁽⁴⁾。これは、いわゆる水戸5中事件と言われるもので、生徒がふざけた仕草をしたことに対して、教員が生徒の頭額部付近を平手で1回、また軽く握ったこぶしで頭部を数回軽く殴打した行為が暴行罪に問

われた。一審では、私憤にかられて強く殴打したとして有罪と判断された。

東京高裁は、「本件行為の動機・目的は、生徒の軽率な言動に対してその非を指摘して注意すると同時に同人の今後の自覚を促すことにその主眼があったものとみられ、また、その態様・程度も平手及び軽く握った右手の拳で同人の頭部を数回軽くたたいたという軽度のものにすぎない」として「外形的には生徒の身体に対する有形力の行使ではあるけれども、学校教育法 11 条、同法施行規則 13 条により教師に認められた正当な懲戒権の行使として許容された限度内の行為と解するのが相当である」と判断したものである。

そして、その理由として、同裁判所は、生徒の「年令、健康状態及び行った言動の内容等をも併せて考察すると、教師の本件行為は、その有形力の行使にあたって いたずらに個人的感情に走らないようその抑制に配慮を巡らし、かつ、その行動の態様自体も教育的活動としての節度を失わず、また、行為の程度もいわば身体的説諭・訓戒・叱責として、口頭によるそれと同一視してよい程度の軽微な身体的侵害にとどまっているものと認められるのであるから、懲戒権の行使としての相当性の範囲を逸脱して生徒の身体に不当・不必要な害悪を加え、又は同人に 肉体的苦痛を与え、体罰といえる程度にまで達していたとはいえず、同人としても受忍すべき限度内の侵害行為であったといわなければならない。もつとも、同人の本件程度の悪ふざけに対して直ちにその場で機を失することなく前示のような懲戒行為に出た教師のやり方が生徒に対する生活指導として唯一・最善の方法・形態のものであったか、他にもつと適切な対処の仕方はなかったかについては、必ずしも疑問の余地がないではないが、本来、どのような方法・形態の懲戒のやり方を選ぶかは、平素から生徒に接してその性格、行状、長所・短所等を知り、その成長ぶりを観察している教師が生徒の当該行為に対する処置として適切だと判断して決定するところに任せるのが相当であり、その決定したところが社会通念上著しく妥当を欠くと認

められる場合を除いては、教師の自由裁量権によって決すべき範囲内に属する事項と解すべきである」（下線筆者）と述べている。

昭和56年判決は、教師による一定程度（軽度）の体罰を認めたのであるが、その前提として生徒の年齢、健康状態、言動の考慮、教員の個人的感情による行使ではないこと、態様も教育的活動の範囲内にあること、肉体的苦痛をあたえていないこと、平素から当該生徒に接していることなどの要件を課している。これを平成21年判決を比較してみると、

には言及がなされていないし、また、 、 の要件も必ずしも満たされているとはいえない。特に、 の点については、本件では「立腹して本件行為を行って」といって認定されているものの肯定的に評価されているが、教員の私的感情によってなされる有形力の行使については「体罰」とするものが多い（事例5、17、32、43、47、49）たとえば、事例17は私的感情による体罰について、教員が「教育的意図を有していたとしても、本件行為自体は、教育的懲戒とおおよそ無縁のもの」と評価している。本件では、立腹による行為をあまり評価されていないが、胸ぐらをつかむ行為を「教育的指導」とストレートに表現することには躊躇を覚える。この問題は、次の「教育的指導」の目的とも関係してくるが、「教育的指導」という目的があったとしてもその行為が立腹の結果であれば正当化されないとするのがこれまでの裁判例であった。

(2) 「平成21年判決」の意義

1) 目的について

ここでは、本件判決の採用する「目的、態様、継続時間」という判断枠組みの適否について検討してみる。違法性の判断において「懲戒行為の目的等」をどのように扱うかについては立場が分かれている。これまでの裁判例においては、教員の懲戒行為の目的を判断すべきではないとするものが多数を占めてきた。たとえば、事例1は殴打のような暴行行為は、「た

とえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によって犯罪の成立上違法性を阻却しない」と、また事例³⁶も「たとえ生徒指導の目的をもってなされたとしても、……生徒に対する「体罰」に該当することになるから正当化することはできない」とする（同旨事例⁴³）。

本来、「懲戒」行為を前提としているため、多くの裁判例においては、「当該生徒の性格、行動、心身の発達状況、非行の程度等諸般の事情」（事例⁷）、「生徒の年齢、健康状態、場所的及び時間的環境等諸般の事情」（事例³⁰本件は砂埋め事件であるため特殊な状況にあった）、「対象となる行為の軽重、当該生徒等の心身の発達状況、性格、普段の行状、懲戒を加えることによって本人が受ける影響等の諸般の事情」（事例³⁴）など教師側よりも被害者である生徒の状況を考慮するものが多く、その理由として「学校教育における懲戒の方法としての有形力の行使は、そのやり方如何では往々にして生徒に屈辱感を与え、いたずらに反抗心を募らせ、所期の教育効果を挙げ得ない場合」があるからとされる（事例¹⁵、¹⁶）。しかし、この種の考慮事項は、本来、先述したように、「拘束型」で問題となるのであって、本来「殴打型」に適用すべきではない基準を拡張してきたもので、それを平成 21 年判決がさらに変容させたといえる。

さらに、「平成 19 年通知」以降、教員側の態様等を考慮に入れる「総合」型とも呼ぶべきケースが出てくる。まず事例⁴³は「懲戒を受ける生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、懲戒の場所及び時間、懲戒の態様等の諸事情を総合的に考慮し、個別具体的に判断する必要がある」として「懲戒の態様」という基準を新たに加え、さらに事例⁴⁵は「目的、態様、結果、相手方のそれまでの対応等に照らし、刑法35条にいう正当な業務行為の範囲を逸脱したもとはいえず、違法性が阻却されるものと解するのが相当である」と言うように子ども側と教師側の考慮事項が完全に倒錯し、平成 21 年判決と同様の判断枠組みを示している。本来、11 条で禁止される「殴打型体罰」は外形のみで判断され、主観的要素を入れる余地のない

ものとされてきたものが、教員側の「目的」（必ずしも懲戒目的ではないことに注意を要する）という要素が新たに付け加えられたことになる。

2) 態様について

態様については、教員による体罰は、「教師と生徒という立場からも、また体力的にも、明らかに優位な立場」から行われる以上、その違法性が強調される傾向にあるといえる。

一方、態様によって「体罰」ではないと判断するものには、「きき手ではない左手を用いて殴っている」、「利き腕でない左手で1、2秒つねる」（事例48）というものがある。なぜ、「きき手」が基準となるのかあまり明確とはいえないが、事例48は「傷害を負わせるような態様」とはいえないと述べている。

また、生徒の顔や頭部などを「1回叩く」という態様についても「口頭による注意に匹敵する行為であって、教師の懲戒権の許容限度内の適法行為」と判断するものもある（事例10、16、35、43）。これは、事実行為としての懲戒の範囲内としては同程度という意味合いであろうが、殴打型と拘束型とは、「体罰」の態様としては明らかに異なる行為であり、同一視すべきものではなく、表現としては不適切なものといえる。また、複数回に及ぶ場合でも同様の表現がみられるが、殴打型であれば不適切な表現といえる。1回の殴打であっても生徒が死亡したケース（事例8）や両耳鼓膜に穿孔を生じたケース（事例53）があり、特に、頭部を叩く行為の危険性については留意されるべきであり、回数や程度で判断すべきではないといえる。また、1回程度の体罰を口頭による叱責と「事実上の懲戒行為」とであると認めるのであれば、本来、校則等において明記するよう指導すべきであろう。口頭による叱責が「事実上の懲戒行為」として、少なくとも校則等において明記しない限りは、その根拠は示されたことにはならないのではなからうか。ましてや身体的侵蝕行為である、体罰

についてはなおさらそうであろう。

なお、口頭による叱責であっても「大声で怒鳴り、学校を退出し、欠席するに至らせたというものであれば、「懲戒の範囲を逸脱し、教育的配慮を欠いた違法なもの」と判断する事例もあり（事例²³）、「口頭による注意」であるという理由だけで免責されるわけではない。

また、体罰の方法についても「土下座」（事例²³、²⁶）をさせたり、「生徒を正座させようと、平手で側頭部を殴打する」行為など「人間の尊厳を傷つけ、屈辱感を与えるもの」（事例²²）といえよう。生徒の屈辱感などを問題とするものとして事例¹³、¹⁶、²²、²⁶、³⁰、³⁴がある。体罰が他の生徒の面前で行われる場合や職員室で行われる場合なども生徒には「屈辱感」をもたらすものであり、懲戒の方法としては適切とはいえないのではなかろうか。

この他、事例³⁹のように「暴行事件の直後に、生徒の両親にその説明することをせず」といったように、体罰後の対応を評価に入れるものもみられる。ところで、このような懲戒行為について保護者に通知する義務はないのであろうか⁽⁵⁾。最高裁は、学校事故について、「教育活動によって生ずるおそれのある危険から児童・生徒を保護すべき義務を負っている」として、小学校の体育の授業中生徒が事故に遭った場合には、当該児童の保護者に右事故の状況等を通知する一般的義務があるとする（最判昭和62年2月13日41巻1号95頁）。また、体罰が問題となった裁判例の多くが学校側の事後対応に不審を抱き、訴えるというもので、裁判でも教員側の謝罪や反省などが考慮されるケースがある。たとえば、事例²⁷のように教員側の一方的な言い分のみで「教職員事故報告書」が作成されたとする主張が示すように、学校側の事後対応が重要となるケースもある。また、体罰事案の多くでは、体罰を繰り返す教師の存在が明らかにされている。これら教師に対して適切かつ厳格な指導がされていたのであれば、体罰事件は予防できたともいえる。体罰教員を黙認・放置すること自体が安

全配慮義務違反とも考えられる⁽⁶⁾。事例[40]では、教員が直接暴力を行使したわけではないが、児童らに命じて、被害児に対する集団暴行が発生した事案において、安全配慮義務に違反する行為であるとして不法行為の成立がみとめられた。また同事件では、担任教諭が、児童らに暴力を容認する発言をしてから、両親が校長に相談に行き、教諭の問題行動が発覚するまでに半月以上経過している。体罰の防止と通知義務は密接な関係にあると言える。この点については、「平成18年報告書」においても言及されてきているところである。

3) 継続時間について

平成21年判決のいう「継続時間」とは何を指しているのだろうか。これまでの裁判で継続時間が問題となった事案としては、盗難事件で約2時間にわたり自白を強要し、踏む、蹴る、殴る等の暴行をしたもの(事例[5])、約3時間余りにも亘って、応接室にとどめ置き、非行事実を自認させ、殴打したもの(事例[7])、長時間正座を持続させたもの(事例[20])、約3時間にわたって教官室で起立させたもの(事例[26])、不正行為に関する事実確認(事例[44])など拘束型の体罰が問題となっていた。したがって、ここでの「継続時間」とは、あらゆる殴る蹴るなどの殴打行為が長時間に及ぶことが問題となるのではなく、「正座・直立等の特定の姿勢を長時間にわたって保持させる」拘束行為を対象としているはずであるが、「平成19年通知」が拘束型と暴行型との適用基準を一緒にしてしまったがために、このような表現になったものと考えられる。したがって、「右頬を1、2秒つねる」という行為は「持続時間」が本来問題とはならないはずである(事例[48])。もっとも本件判決では「胸元をつかむ行為」を拘束型として考えた可能性はある。

4) 教育的指導について

最高裁は本件行為が「教育的指導」に基づいてなされたのであって、「悪ふざけの罰としてXに肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである」としている。本件行為が「懲戒行為」ではなく、「教育的指導」に基づいてなされたとすると、この「教育的指導」とは一体いかなる概念なのであろうか。

この点に関しては、2つの考え方がある。一つは、従来の「懲戒行為」（事実上の懲戒行為）の範囲内に位置づけて考えていく方向性と、懲戒行為とは別の法概念と構成するものである。

前者は、本件行為は有形力の行使であるが、口頭による注意を目的とする、いわばそれに付随する行為であるとして、口頭による注意の範囲内として「事実上の懲戒行為」であったと構成するものである⁽⁷⁾。

従来、判例においては、「事実上の懲戒」もしくは「事実行為としての懲戒」は、有形力の行使であっても「事実上の懲戒」の範囲内としてその体罰性を否定してきた（事例[7]、[20]、[24]）。事例[7]は「教師は生徒の教化・育成という教育目的達成のため、問題行動のある生徒に対して必要に応じて叱責・訓戒などの事実上の懲戒を加える権限を有することは明らかである」として、その根拠を学校教育法11条に求めている。この事案では、「訓戒」をしたにもかかわらず、生徒がこれに応じないため、長時間生徒を拘束したというもので、「事実上の懲戒」としての限界性が問題となった事案であった。すなわち、長時間説教したこと（「事実上の懲戒」）が長時間に及ぶことで「体罰」になるかということが問題となった。したがって、「事実上の懲戒」として「直立させる」拘束型体罰においてはその時間の「長さ」が体罰の問題となるのに対して、殴打型としての有形力の行使は、時間は問題とならないばかりか、そもそも「事実上の懲戒」ではないために、叱責などの「事実上の懲戒」としての延長として考えられないはずである。叱責を長時間する拘束型体罰と叱責しながら殴打する殴

打型体罰とは法的には明らかに同質とはいえない。

ところが、「平成 19 年通知」が引用する事例¹⁰は、有形力の行使が「身体的説諭・訓戒・叱責として、口頭によるそれと同一視してよい程度の軽微な身体的侵害にとどまっている」場合には、訓戒・叱責と同じ「事実上の懲戒」に含まれるとした。さらに、「懲戒権の行使としての相当性の範囲を逸脱して生徒の身体に不当・不必要な害悪を加え、又は同人に肉体的苦痛を与え、体罰といえる程度にまで達していた」かどうか「体罰」の判断基準になるとして、殴打型であっても「事実上の懲戒」となる場合があること、そしてその判断基準が「肉体的苦痛」であるとした。しかし、この「肉体的苦痛」という基準は、本来、殴打型ではない、長時間立たせるなどの「拘束型」の当否を判断する基準であった。これは、明らかに「昭和 23 年通達」とは異なる解釈を展開したのであった。その後も、たとえば、事例²⁰は「体罰とは、事実行為としての懲戒のうち、被罰者に対して肉体的苦痛を加える制裁をいい、殴る・蹴る等その身体に直接有形力を行使する方法によるものと、正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等それ以外の方法によるものが含まれる」というように、「事実行為としての懲戒」に殴打型も含め、さらに、「肉体的苦痛」という基準を加え実質的に体罰要件を緩和している。しかし、これは、行政解釈とは相当乖離した解釈を裁判所が採用したことを意味している。その結果、裁判上においては、「事実行為としての懲戒」としての「体罰には至らない殴打」が承認されていることになる。しかし、その後、事例²⁴などのように「有形力の行使を伴う懲戒」という表現もみられ、「事実行為としての懲戒」の枠組みすら認識されないようになってきている。しかし、繰り返しになるが、殴打型の懲戒とは、法令上においても行政の解釈上においてもそもそも存在していなかったのであって、解釈に解釈を重ねて構成された「事実行為としての懲戒」としての「殴打（有形力の行使）」は、本来、何ら法的な根拠がないもの（あったとしても非常に脆弱な根拠の薄

いもの)であることを再確認する必要がある。

しかし、そもそも裁判所がいうように殴打型の懲戒を「口頭による注意と同一視」し「事実上の懲戒行為」と構成としても、本当に正当な懲戒行為とみなすことができるのであろうか。

文部科学省「高等学校における生徒への懲戒の適切な運用の徹底について(通知)」(平成22年2月1日以下、「平成22年通知」)によれば、まず第一に「指導の透明性・公平性を確保し、学校全体としての一貫した指導を進める観点から、生徒への懲戒に関する内容及び運用に関する基準について、あらかじめ明確化し、これを生徒や保護者等に周知すること」が必要であるとしている。そして同通知「(別添1)高等学校における生徒への懲戒の適切な運用についての調査結果について(概要)」によれば、事実行為としての懲戒を行うことを定めている学校は約82%で、そのうち事実行為として行う懲戒として定めている項目としては、「校長による説諭等」(約90%)、「学校内謹慎、別室指導」(約81%)、「期限を定めないで行う自宅謹慎」(約44%)とされている。興味深いことに、この「事実行為としての懲戒」の項目には、当然のことながら、裁判所のいう「軽微な有形力の行使」といった項目はない。教育現場では存在しないはずの「事実行為としての懲戒(有形力の行使)」が司法の場では認められているという倒錯した状況が生まれている。これまでみてきたように、殴打型「体罰」が法禁されることで、教育現場では、「事実行為としての殴打」は事実として存在しても、教育行政上は現認されてこなかったわけで、却ってこの問題を隠蔽化させ、深刻な体罰の発生状況をもたらしてきたといえる。後述するように、少なくとも「軽微」であったとしても身体的侵害を伴う行為は裁判所が「事実行為としての懲戒」として認めるのであれば、教育現場においてその基準が公示され適正な手続きのもと行われるべきであろう。いずれにせよ「事実行為としての懲戒」という概念には問題が多いといえる。

それでは、懲戒行為とは別の法概念と構成することは可能なのであろうか。奥野教授は、これまでも懲戒とは別に体罰の行使を当然に違法とみないで教育的指導の方法として例外的に体罰を肯定する裁判例の存在を指摘する⁽⁸⁾。もっとも、懲戒権に由来しない教育的指導による「体罰」をどのように正当化するのかという問題は残される。従来、裁判所は有形力の行使を「事実上の懲戒行為」の範囲内とすることで、正当化を試みたのであり、平成21年判決が言うように、本件行為が「事実上の懲戒行為」の枠外にあるとするならば、別途、正当化のための根拠が必要となる。

ところで、平成21年判決以前に「教育的指導」について述べた裁判例としては、事例¹⁵、²¹、³⁷がある。事例¹⁵については、掃除時間に遅れてきた生徒をいきなり理由も聞かずに殴打したというもので、裁判所は「生徒等に対する教育指導上差し迫った必要のない安易な体罰の行使は許されないものというべきである」として「教育上必要とされる限界を逸脱した懲戒は違法なものというべきである」と判示している。また事例²¹は、教師と生徒との間で日誌の取り合いとなり、殴打した事案で、裁判所は「教師が教育の現場において生徒に対し暴行した場合に、右暴行がやむをえないものと評価されるためには、当該生徒が人の生命・身体に現に危害を及ぼしているか又はこれを及ぼす具体的な可能性があり、かつ、当該暴行がその生命・身体に対する危難を避けるために必要であるなどのような例外的事情がある場合に限られると解すべきである」とした上で、懲戒理由がない場合には「暴行罪」になると判断している。事例³⁷は、生徒の再度の質問に激高した教員が殴打し生徒が自殺したという悲壮な事案であるが、裁判所は「教育的指導を加えなければならない非違行為のなかったこと、したがって、理不尽な暴力」と断じている。これら事件に共通していることは、生徒には非違行為がないことである。生徒に非違行為がない場合には、そもそも懲戒行為の前提がないことになり、そもそも「体罰」の問題ではなく、それは単なる暴行であって、事例²¹、³⁷ともに有形力

の行使を「暴行」として扱っている。したがって、このようなケースでは正当行為の有無が問題となるにすぎないことになる。

このように解すると、「平成 21 年判決」の前年に出された事例^[45]が参考となる。この事案は県立高校の非常勤の技能職員として校舎内の清掃や修繕、給食時に食堂を利用する生徒の指導にあっていた Y が、食堂において食器の後片付けの規則を無視して食堂から出ようとする生徒に対し、押し戻そうとしてその頸部をつかんで押し付けたため、同人に頸部挫傷の傷害を負わせたとして起訴された。

裁判所は、先の「平成 19 年通知」を引用しながら、「有形力の行使の許否、許される程度等については、当事者の地位・関係、有形力の行使の動機・目的、態様、結果等を総合し、前記のような有形力の行使が生徒に与える悪影響等をも十分考慮し、その行為がされた当時の状況下において、社会の健全な常識に照らして許容される範囲内の行為であるか否かを個別に判断するほかはない。」とし、「Y は、外形的にも給食の食器の片付けという生徒に対する生活指導の一環として有形力を行使したもので、主に、注意も聞かず食器を片付けずに立ち去ろうとする生徒をテーブルの方に押し戻すという目的で行ったものと認められ、その態様をみても、屈んでいる B の頸部辺りを押して立たせ、前胸部から首の付け根辺りを押ししたりしたという程度のものであり、通常、傷害が発生するような激しい力を加えたとも認められない。もとより、それは B の規律違反行為に対する懲戒、制裁として行ったものでもないから、学校教育法 11 条ただし書にいう「体罰」にも該当しない行為である。本件で認定することのできる Y のした有形力の行使は、形式的には暴行に該当するものではあるが、学校のルールを守らず自分勝手な行動をする B に対する生活指導の一環としてされた行為であって、その目的、態様、結果、相手方のそれまでの対応等に照らし、刑法35条にいう正当な業務行為の範囲を逸脱したもとはいえず、違法性が阻却されるものと解するのが相当である。」と判示した。

この事案の特徴として、まず第一に、当該職員の行為が「懲戒行為」とはならないことである。その理由が懲戒事由のない生活指導であったという点と、非常勤の技能職員には学校教育法11条でいう「教員」としての「懲戒権」が認められていないという点にある⁽⁹⁾。したがって、「もとより、それは規律違反行為に対する懲戒、制裁として行ったものでもない」⁽¹⁰⁾から、「体罰」ではなく、「暴行」の問題となるため、同職員の有形力の行使（暴行）が違法性阻却事由としての「正当な業務の範囲内」であったかどうか争点となった。そのため、生活指導「目的、態様、結果、相手方のそれまでの対応等に照らし、……正当な業務行為の範囲を逸脱した」かどうか判断された。このような判断枠組みは、教育的指導「目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく」とする「平成21年判決」と非常に近いものといえる。

したがって、平成21年判決での教員の行為が「懲戒行為」ではない「教育的指導」であると解するならば、民法720条でいう「正当行為」の問題ということになる。そして、「正当行為」を判断する枠組みとして「教育的指導の目的、態様、継続時間」が機能することになる。問題なのは、平成21年判決以降の裁判において、懲戒と教育的指導との区別がなされることなく、同様の枠組みとして使われてきているということである。

ところで、平成21年判決の調査官解説によれば、「平成21年判決」については、「教員が児童に対して加えた有形力が軽微であった事案についての事例例判断にとどまるもの」との限定が加えられ、さらに「本判決は、教師の児童生徒に対する有形力の行使の違法性の有無の判断に当たっては、『目的、態様、継続時間』のみを考慮すべきとする判断基準を示しているわけではなく、児童生徒の年齢、教師と児童生徒との体力差や当該行為に至る経緯等、諸般の事情を総合考慮して判断すべきとする趣旨をいうものであると解される。」⁽¹¹⁾と注意喚起がなされている。しかし、平成21年

以降の裁判例においては、実際には、「目的、態様、継続時間」にのみ言及する形で、「体罰」の有無を判断しており（事例48、49、53、55）、懸念が的中する形になっている。さらに、これら裁判例は、懲戒としてではなく、「教育的指導」の名の下での「有形力の行使」の適否を判断している。これまで述べてきたように、懲戒事由のない「有形力の行使」は法文上単なる「暴行」にすぎない。平成21年判決以降、判例はさらに錯綜してきている。

「事実上の懲戒権」に基づく教育的指導であるならば、この場合の判断基準は、先述したように、「目的、態様、継続時間」ではなく、従来どおりの解釈（「子どもの状況」）を維持しなければならないといえる。さらに懲戒権に由来しない教育的指導であるならば、「暴行」としてその正当行為の有無について検討することになる。そこでは「有形力行使の目的、態様、継続時間」が判断基準となるのではなく、むしろ身体的侵害を伴う以上、医療行為と同じように、治療目的、適切な専門家であること、本人の同意といった要件を参考とすべきである。この点では、アメリカの体罰手続きが参考となろう⁽¹²⁾。

「平成21年3月通知」では、「正当行為」について「他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使」とされ、その具体例として、以下の事例を挙げている。

- ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。

- ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

そこには、生徒を制止、拘束する以上の有形力の行使（殴打型）を認める余地はない。今後、この「正当行為」についての要件を明確にしておくことが重要な課題といえる。

4 結びにかえて

本稿では、「体罰」概念をめぐる行政上ならびに司法上の解釈の変遷を辿ってきた。学校教育法 11 条で教師には、「懲戒権」が付与されているが、これは原則として法定事由に依拠するものである。その後、行政上の解釈として「事実上の懲戒」の名のもとで、生徒に対する叱責等の行為が懲戒権として認められてきた。しかし、この「事実上の懲戒」が有効とされるのも、「平成 22 年通知」がいうように、適切に校則等でその基準が公示されなければならない。そして、「平成 19 年通知」までは、一貫して、行政上の解釈において「事実上の懲戒」には殴打型の有形力行使は含まれていなかった。一方、裁判所においては、昭和 56 年判決が「事実上の懲戒」に（殴打型の）有形力の行使を含めるようになり、その枠組みも大きく変わってきたといえる。そして、「平成 19 年通知」が昭和 56 年判決の枠組みを行政上の解釈に持ち込み、行政上の解釈の変更を加え、その修正された解釈をもとに「平成 21 年判決」が「教育的指導」という名の下での新たな体罰枠組みを構築したのである。このような「屋下に屋を架す」ような解釈は、体罰概念をことさら複雑にし、「体罰」そのものを曖昧なものにしてしまい、結局、実際に生じた損害の有無（結果）によって「体罰」の有無を判断することになってしまう。これまでも述べてきたように、まず第一に、体罰を殴打型と拘束型などのように類型化していく必要があること、その上で、「事実上の懲戒」に殴打型行為は含まれないこと、

懲戒事由のない生徒に対する殴打行為はもはや「懲戒行為」ではないということ、懲戒行為ではない教育的指導（生活指導）の名での殴打行為も「懲戒行為」ではないということは再認識されるべきある。

教育目的がいかに崇高なものであれ、その懲戒行為は無制約・無制限なものではないはずである。「問題のある児童」を「治癒」するためには体罰が有効であるとするロックの思想を盲信し、生徒を体罰死させたホーブリー事件が想起されるべきであろう⁽¹³⁾。現在の日本では、体罰が法禁された結果、体罰についての適正手続き規定が議論することができないため、結局無制約の「体罰」が許容される結果となっている。しかし、懲戒行為にしる教育的指導にしる他者に対する有形力の行使を伴う以上、適正手続きが求められるはずである。医師による治療行為ですら、その前提としてインフォームドコンセントが求められるのであり、身体的侵害行為を伴う懲戒行為も、本来、適正手続きに基づかなければ、その正当化は難しいといえる。

「平成 19 年通知」が言うように、本当に「問題行動を起こす児童生徒」に対して毅然とした対応が必要なのであれば、法改正を行い、懲戒手続きを整備することであり、解釈に解釈を重ね、体罰を掩蔽することではない。

注

- (1) 行政解釈の変遷については、牧証名「教師の懲戒権の教育的検討」牧証名・今橋盛勝編著『教師の懲戒と体罰』（エイデル研究所、1982年）18頁以下、寺崎弘昭・金次淑子「日本における懲戒・体罰の法制と理論」牧証名他編著『懲戒・体罰の法制と実態』（学陽書房、1992年）25頁以下、樋口修資「スクール・コンプライアンスからみた学校教育における懲戒と体罰の範囲と限界について」明星大学教育学部研究紀要4号1頁以下（2014年）参照。
- (2) 市川須美子『学校教育裁判と教育法』（三省堂、2007年）90頁
- (3) 本判決については、評釈等として、市川多美子・最高裁判所判例解説民事篇平成21年度408頁、安藤博・季刊教育法162号98頁、羽根一成・地方自治職員研修42巻11号74頁、奥野久雄・民商法雑誌141巻3号375頁、伴恭聖＝吉

- 野芳明・判例地方自治 323号5頁、草野功一・判例地方自治 325号88頁、長尾英彦・中京法学 44巻3 = 4号1頁、後藤巻則・判例評論 614号（判例時報 2066号）16頁、円谷峻・法の支配 157号85頁、葛西功洋・別冊判例タイムズ 29号94頁（平成21年度主要判例解説）、北村和生ジュリスト 1398号68頁（平成21年度重要判例解説）、小賀野晶一・判例地方自治 330号74頁、星野豊・私法判例リマ - クス 41号62頁、横田光平・自治研究 87巻7号124頁がある。
- (4) 市川・前掲注(3) 421頁、北村・前掲注(3) 69頁
 - (5) 伊藤進『学校事故の法律問題』（三省堂、1983年）204頁、織田博子「教師の親に対する報告義務」季刊教育法 46号（1983年）、市川須美子『学校教育裁判と教育法』（三省堂、2007年）81～82頁。
 - (6) たとえば、望月弁護士は、部活動について、指導者の暴力の4タイプとして、「確信犯型、指導方法わからず型、感情コントロールできず型、指導者のストレス解消型」を挙げられている。体罰を繰り返す指導者、教員を放置しておくこと自体が問題といえる（望月浩一郎「すぐれた選手・チームを育てるのに指導者には何が求められているのか」（ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム 平成25年度講演録）12頁）。
 - (7) 北村・前掲注(3) 69頁
 - (8) 奥野・前掲注(3) 389頁
 - (9) 鈴木勲編『逐条学校教育法』（学陽書房、2009年）。
 - (10) 生活指導が全て懲戒行為にならないわけではないが、「懲戒事由のない」生活指導による有形力の行使であれば暴行ということになるのである。生活指導に関する事例として¹⁰⁾、¹¹⁾、¹³⁾、³⁸⁾、⁴³⁾、⁴⁵⁾ある。同様に、部活動中に行われる「体罰」などは懲戒事由がない場合がほとんどである。部活動中の「体罰」が問題となった事例は、²⁶⁾、²⁷⁾、²⁸⁾、³³⁾、⁴³⁾、⁵⁰⁾、⁵¹⁾、⁵²⁾、⁵⁴⁾がある。
 - (11) 市川・前掲注(2) 418、421頁。
 - (12) アメリカにおいて体罰は、手続き保障を踏んだ上で行われている。生徒に対する懲戒は、生徒用のハンドブックに記されており、入学前において事前にホームページにおいて周知されており、保護者はそれを承知したうえで子どもを入学させることになる。そのため、体罰については保護者から書面で承諾をもらうようになっており、これを拒否することも可能となっている。体罰を行う際には、校長が生徒と面談を行い、体罰の執行の際には、副校長等の第3者が立ち会うことが要件とされている。体罰が執行された後には、校長が児童の名前、懲戒事由、叩いた回数等を記載した報告書を作成し、教育委員会及び児童の両親へ報告がなされる（片岡紀子「アメリカの学校で許容されてきた体罰の行方」

比較教育学研究 47 号 26～28 頁)。また、部活動については、川井圭司「学校スポーツをめぐる体罰と虐待問題 - 日米比較から見えてくるもの」菅原哲朗、望月浩一郎編『スポーツにおける真の指導力』(エイデル出版、2014 年) 70 頁以下参照

- (13) 寺崎弘昭『イギリス学校体罰史——「イーストボーンの悲劇」とロック的構図』(東京大学出版会、2001年)

「体罰」に関する裁判例

1 大阪高判昭和30年5月16日高刑集8巻4号545頁

【事実の概要】小学6年生のFほか数名が写生にことよせて野球に興じて帰校したため、教師Nは懲戒のため、運動場を駆足させたとえ、既に昼食時間を過ぎても校舎玄関前の廊下に立たせていたところ、同校教諭Yも憤慨し生徒らの頭部を右手拳で1回ずつ殴打した。第1審では、Yが暴行罪に問われた。

【判旨】殴打のような暴行行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によって犯罪の成立上違法性を阻却せしめるというような法意であるとは、とうてい解されないのである。学校教育法が、同法第11条違反行為に対して直接罰則を規定していないこと及び右違反者に対して監督官庁が監督権の発動その他行政上の措置をとり得ることは所論のとおりであるけれども、このこととその違反行為が他面において刑罰法規に触れることとは互に相排斥するものではない。そして、殴打の動機が子女に対する愛情に基ずくとか、またそれが全国的に現に広く行われている一例にすぎないかということは、とうてい右の解釈を左右するに足る実質的理由とはならない。

2 旭川地判昭和32年7月27日判時125号28頁

【事実の概要】中学校の助教諭Yが教室から逃げ出した生徒Aを教室に連れ戻すために追跡し、さらに連行に応じないAを抱き起したり、手を引張ったりしたため、Aに精神的興奮（ヒステリー小発作）を起こさせ失神状態を招いたとして、Yは暴行罪及び傷害罪に問われた。

【判旨】Yの一連の行為が何等刑事責任を問われるべきものではなく、学校教師として、まさになすべき正当の業務によるものであるとして、違

法性を欠くとした。

3 東京地判昭和 33 年 5 月 28 日判時 159 号 50 頁

【事実の概要】中学校の保健体育教諭 Y は、翌日から行われる学期末試験に関し、クラス内でカンニングの如き不謹慎な行為を二度としないように訓戒中、生徒が早く帰えしてくれと騒いだので反省のため黙禱をさせていたところ、すでに授業を終えた隣室の生徒ら十数名が、Y のクラス内の友人と共に帰宅するため、窓ガラス戸附近に集り、数回に亘り右ガラス戸を開閉して室内を覗き友人を呼ぶ等騒がしくなり、Y は再三注意していたものの、他組生徒 A が突如右ガラス戸を音高く開け放ち、他の生徒等と共に逃げ去ったのを目撃して憤激の余り追尾し北側階段上で、「今やったのは誰だ。」と怒鳴ったところ、A が階段の中程から「僕です」と答え、Y の前面に現われるや、「他人の家の戸を黙ってあけて覗いていいのか。」と詰問すると共に手拳で A の顔面を 5 回位殴打して暴行を加え、硬脳膜下出血及び蜘蛛網膜下腔出血の傷害を与え、死亡させた。

【判旨】性来短気のため、右生徒に対し、穏かに説諭することなく直ちに殴打する等の挙動に出たこともあつたところ、逃げ去つたのを目撃して憤激の余り、「他人の家の戸を黙ってあけて覗いていいのか。」と詰問すると共に手拳で同人の顔面を 5 回位殴打して暴行を加え、因つて同人に対し硬脳膜下出血及び蜘蛛網膜下腔出血の傷害を与え、脳機能障害により死亡させたものであるとして、傷害致死罪の成立を認め、懲役 3 年に処す判決を言い渡した。

4 横浜地横須賀支判昭和 34 年 11 月 20 日家月 12 卷 12 号 131 頁

【事実の概要】中学校教員 Y が、現在の学校教育では非行性少年は益々不良化の一途を辿るのみで、その更生を図かることは到底期待しえないから、彼等の将来を思えば、不良徒輩の社会が如何に醜悪なものであるかを

如実に知らしめるために、多数の非行性少年を同人のもとにひき寄せて、やくざの社会において行われているいわゆる「仁義」を非行性少年にも教え、これに反抗する非行性少年には暴行を加えて無理やり仲間に入れるなどして暴行罪に問われた。

【判旨】

裁判所は、「その職務とする教育に熱心なためとはいえ、何等その上司、先輩並に同僚等の所見をもたずねることなく、ひとり軽卒にも、現時の学校教育を不信無力のものとなし、みずからを過信して、近時世上、暴力に対する非難の声高き折柄、敢えて、厳存する日本国憲法第 26 条第 1 項、教育基本法第 1 条、学校教育法第 11 条等の規定の精神を無視し、これに違背する判示暴行等の所為に出ずるが如きことは、『鹿を逐う者は山を見ず』の例えに等しく、明らかに常軌を逸した行為」であるとして、暴行罪の成立を認めた。

5 福岡地飯塚支判昭和 34 年 10 月 9 日下民集 10 卷 10 号 2121 頁

【事実の概要】X は Y₁ 町立中学校に入学し、同校を卒業したが、在学中に美術室で盗難事件が発生し、その翌日に、校長室に呼ばれ、6、7 の教官の面前において、Y₂ 及び Y₃ の両教官から「お前が昨日美術室を一番あとに出たから 6 千円の金をとっただろう、証拠は上っているから白状してしまえ」と云われ、X がこれを否定したところ、右両教官から更に「生意気だ、白状せよ」と云って自白を強要され、踏む、蹴る、殴る等の暴行を受けて約 2 時間に亘り取調べられた。取調べを受けたことは即日校内に知れわたり、そのため X は以後他の生徒から白眼視されるに至った。その後、X は、高校に進学したが、通学途上、他校の生徒より数回暴行を受け、その際同校に行つてこれを訴えたところ、同校の教官より「お前は以前中学校で金を盗んだことがあるが、お前のような窃盗犯人の云うことは信用しない、お前が悪い」と相手にされなかったこともあって、精神上

の苦痛が累積し、これがため遂に同高校も退学し、精神分裂病を発病し精神病院に入院するに至ったとして、 Y_2 、 Y_3 の教官並びに、校長として Y_2 等が上記のような行為をなすのを制止しなかったばかりか、かえってこれを懲憑するような態度をとっていた Y_4 に対して損害賠償を求めた。

【判旨】精神分裂病の発病については、 Y らには予見可能性がなく、因果関係がないとして認めなかったが、 Y_2 が、 X に対し暴行を加えた行為は、たとえ X に不遜な態度があつたためであるにせよ、如何なる意味においても許される行為ではなく不法行為を以て目しなければならない。 Y 等は Y_2 の行為は懲戒権の行使であると主張するけれども、 Y_2 が X の言動に激昂し、咄嗟の場合感情的に殴打したものであることは、証拠によりこれを認めることができるから懲戒権の行使であると見るべきでないのみならず、懲戒の手段としても暴行をすることの許されないことはいうまでもないから、 Y_2 が X に対してなした前記暴行は、 Y_2 の職務執行の過程においてなされたもので、職務行為と関連して、これと一体をなし、不可分の関係にあるものと見るができるから、 Y_2 が職務を行うにつきなした行為であると見るのが相当である。 Y_1 町は国家賠償法第1条第1項の規定により、公共団体としての Y_1 の教育職員である Y_2 の右暴行により、 X の蒙った損害を賠償する責に任じなければならない。

〔6〕 横浜地判昭和35年8月25日下民集11巻8号1785頁

【事実の概要】 X は私立 Y 高校1年生で、書道授業の開始前に、書道の教科書をめぐって他の生徒と口論となっていたところに、書道講師 A が入室し、当該生徒2人を相撲の手を使ってそれぞれ投げ飛ばした。 X は左腰部を強く打ち、入院することとなり、病院での医療過誤により身体障害者となった。 X は、 Y 高校の被用者である A 教諭の加害行為によって一生の不具者となって職業に就くことができず、患部が再度化膿する危険もあり、生命の危険すら伴う大手術の必要があるなど、将来の望みを絶た

れたとして精神的苦痛による慰藉料を求めた。

【判旨】本件では、A 教諭の具体的過失に触れる部分は明示されていないが、使用者責任の有無につき、Y 高校の校長、教頭において、職員会議や朝礼等の際、一般的に教師の本分についての話をしたりしたことはそれぞれこれを認めることができるが、生徒が教室で騒いだ場合に教師として採るべき処置など具体的な面における指導監督につき遺漏がなかったことは未だこれ認め難いとして、民法 715 条第 1 項但書にいう選任監督につき相当の注意をなしたものと認めることはできないとして、Y の責任を認めた。

7 福岡地飯塚支判昭和 45 年 8 月 12 日判時 613 号 30 頁

【事実の概要】Y₁ 県立高校 3 年生であった A は、授業中に私語をしていたため、B 教諭は授業中に A から 3 名の生徒を教壇横に立たせて、授業終了後、職員室に呼んで訓告を与えた。B は次の授業が開始するため、A を教室に戻そうとしたが、それを見ていた A のクラス担任 Y₂ が A を呼び止め、詰問した。Y₂ は A が反抗的な態度をとるため、「そんなことなら学校をやめてしまえ」と叱責したのに対して、A も「辞める」と言って部屋から出て行ったが、A を連れ戻し、さらに、昼食時間になっても応接室に A をとどめ反省を命じ、その後も Y₂ は授業に出かけたが、その間も A に反省を命じていた。Y₂ は授業を終えて、同室に戻ったが、たまたま居合わせた B 教諭も A がかってカンニングをした事実をあげ反省を促したので、Y₂ は「反省すべき点があるではないか」といいながら平手で A の頭部を数回殴打した上で、翌日父親を学校に出頭させるように A に言いつけて、3 時間半ぶりに教室に帰した。A は本件懲戒を受けた翌朝の午前 6 時 40 分頃、自宅の倉庫にて自殺をした。A の両親 X₁、X₂ は、Y₂ については A の死亡によって生じた損害につき民法第 709 条による賠償義務があるとし、Y₃ は当時、校長の地位にあり、同校の設置管理者と

しての教職員の教育事務を指導監督すべき立場にあったもので、Y₂ の不法行為についての共同不法行為者として民法 719 条の規定によりその責任を負うべきであり、さらに Y₁ には国家賠償法第 1 条 1 項に基づき賠償の責任を求めた。

【判旨】教師は生徒の教化・育成という教育目的達成のため、問題行動のある生徒に対して必要に応じて叱責・訓戒などの事実上の懲戒を加える権限を有することは明らかであるが（学校教育法 11 条）、他方において右懲戒権の行使には往往にして生徒の権利侵害を伴うことも少くないから、懲戒を加えるに際してはこれにより予期しうべき教育的効果と生徒の蒙るべき権利侵害の程度とを常に較量し、いやしくも教師の懲戒権のよって来たる趣旨に違背し、教育上必要とされる限界を逸脱して懲戒行為としての正当性の範囲を超えることのないよう十分留意すべきであって、かくしてこそ権利侵害を伴うことのあるのに拘らず正当行為としてその違法性が阻却されるのである。そのためには、当該生徒の性格、行動、心身の発達状況、非行の程度等諸般の事情を考慮のうえ、それによる教育的効果を期待しうる限りにおいて懲戒権を行使すべきで、体罰ないし報復的行為等に亘ることのないよう充分配慮されなければならないことはいうまでもない（同法 11 条但書）。

本件懲戒行為は、単に教育的効果を期待しえない不適當な訓戒の方法であるというにとどまらず、右 A の身体的自由を長時間にわたって拘束し、その自由意思を抑圧し、もって精神的自由をも侵害し、ついには体罰による身体への侵害にも及んだのである。これらの点を総合して判断するとき、本件懲戒行為は、故意に又は少くともその行使の正当性の範囲に関する判断を誤った過失により、担任教師としての懲戒権を行使するにつき許容される限界を著しく逸脱した違法なものであると解するのが相当である。

A の自殺による死亡と本件懲戒行為との因果関係については、裁判所は、A が自殺に至るまでの当日の経緯を辿りながら、「A の自殺による死

亡が本件懲戒行為により誘発されたものであって、その間にいわゆる条件関係があったことは容易に推認できるところである」としながらも、「行為と損害との間に単にかかる条件関係があるのみでは足りず、両者の間にいわゆる相当因果関係があるとみられる場合であることを要するものというべきである」とする。そして、「当該懲戒行為と自殺という結果との間に法律上の因果関係ありとするためには、生徒の自殺を招来するという点についての特別の事情につき教師において当時これを予見していたか、または少くとも予見し得べかりし、状況にあったことを要するものといわなければならない。」として、本件においては、Y₂が教育心理学などの専門家ではない点、Aが自殺に結び付く特別な精神的疾患や特異な性格的欠陥などは有していなかったこと、などを挙げて、Y₂には予見することはできかったとして、Aの死亡と本件懲戒行為との間に法律上の因果関係は認められないとした。

8 前橋地判高崎支判昭和47年9月7日判時680号24頁

【事実の概要】Xは、Y市立小学校4年で、担任のA教諭から体育の授業を受けていたところ、同教諭にさわいだことを注意されかつ床に腰をおろしていた姿勢の悪いことを咎められ、篠の教鞭（長さ約55センチ、太さ約1センチ）で頭頂部を1回殴打された。殴打された翌々日に、Xは急に体調を崩し、脳性動静脈奇形の特異体質の蜘蛛膜下出血を発症した。Xの両親がYを相手取って損賠賠償を求めた。なお、A教諭は責任を感じて自殺。

【判旨】学校教育法第11条は校長及び教員の懲戒権を認めると共に、明文をもって体罰を禁止しているのであるから、A教諭のなした殴打行為が違法であることは明瞭である。そして、A教諭は本件体罰時まで既に5、6年間小学校教員をしていたことが認められるから、同教諭は当然同条の規定を知っていたものと推認され、本件体罰は故意又は少なくとも

過失によってなされたものと認められる。

⑨ 松山地判昭和 51 年 3 月 29 日判時 817 号 118 頁

【事実の概要】高校の保健体育の教諭が高校 1 年生の生徒に対して殴打し鼻部打撲の傷害を負わせたことに対して、同校が X に対し右行為を理由として懲戒解雇したことが解雇権の濫用にあたるかどうか争われた。

【判旨】X の前記殴打行為は、たとえ生徒の授業中の態度が著しく不真面目でこれを厳しく戒める必要があったにせよ、学校教育法の体罰禁止規定を持ち出すまでもなく、教育の手段、方法として許容される範囲を逸脱した違法行為であることが明白であり、これによって生徒の顔面に治癒まで約 10 日間を要する打撲傷を負わせたのであるから、その情状は相当に重大であるといわなければならない。

しかしながら、他方、前記認定のとおり、X の右行為は、私怨にもとづく私行上の非行等とは全く性質を異にし、あくまで教育遂行の過程において、集団行動訓練中に一生徒の再三の不真面目な態度を X が是正させようとしたのに容易に果せないあせりが立腹を誘い、短慮にも殴打してしまったものであり、その態様をみても、きき手ではない左手を用いて殴っている点で腹立ちまぎれとは言え、幾分かの謙抑がみられること、事後処置も比較的適確にとっていること、傷害の程度において結果的に鼻部のふくらみが大きく治癒に約 10 日を要したが、何らの後遺症も残らなかったこと、X は右行為の後、生徒やその両親に謝罪し反省のみられること、以上の事情が認められるのであって、これらの点からみると、本件非違行為は、情状酌量すべき面が少なくないものと認められ、……苛酷に過ぎる処分であり、不当であると認めるのが相当である。

なお、X には、他の生徒を 1 回殴打し、口内を 2 針縫う傷害を負わせた前歴を有していたが、裁判所は、「今回の行為は、2 回目として情状がやや重いとの面は否めないが、前回については、その生徒と両親は、非違

は自己の側にあるとしてXをとがめず、Xは、校長からの注意を受けたにとどまり、懲戒処分は全く受けていないことが認められるので、2回目である点を考慮に入れても、なお懲戒解雇の選択は苛酷すぎるというべきである」と判断した。

10 東京高判昭和56年4月1日判時1007号133頁

【事実の概要】中学校女性教諭Yは、全校生徒を対象とする体力診断テスト実施中に中学3年生であったAが「何だYと一緒に」とふざけた仕草を仲間の生徒に見せていたので、Aを呼び、Aの頭額部付近を平手で1回、また軽く握ったこぶしで頭部を数回軽く殴打した行為が暴行罪に問われ、1審では、私憤にかられて強く殴打したとして有罪とされた。

【判旨】本件行為の動機・目的は、Aの軽率な言動に対してその非を指摘して注意すると同時に同人の今後の自覚を促すことにその主眼があったものとみられ、また、その態様・程度も平手及び軽く握った右手の拳で同人の頭部を数回軽くたたいたという軽度のものにすぎない。そして、これに同人の年令、健康状態及び行った言動の内容等をも併せて考察すると、Yの本件行為は、その有形力の行使にあたっては個人の感情に走らないようその抑制に配慮を巡らし、かつ、その行動の態様自体も教育的活動としての節度を失わず、また、行為の程度もいわば身体的説諭・訓戒・叱責として、口頭によるそれと同一視してよい程度の軽微な身体的侵害にとどまっているものと認められるのであるから、懲戒権の行使としての相当性の範囲を逸脱してAの身体に不当・不必要な害悪を加え、又は同人に肉体的苦痛を与え、体罰といえる程度にまで達していたとはいえず、同人としても受忍すべき限度内の侵害行為であったといわなければならない。もつとも、同人の本件程度の悪ふざけに対して直ちにその場で機を失することなく前示のような懲戒行為に出たYのやり方が生徒に対する生活指導として唯一・最善の方法・形態のものであったか、他にもつと適切

な対処の仕方はなかったかについては、必ずしも疑問の余地がないではないが、本来、どのような方法・形態の懲戒のやり方を選ぶかは、平素から生徒に接してその性格、行状、長所・短所等を知り、その成長ぶりを観察している教師が生徒の当該行為に対する処置として適切だと判断して決定するところに任せるのが相当であり、その決定したところが社会通念上著しく妥当を欠くと認められる場合を除いては、教師の自由裁量権によって決すべき範囲内に属する事項と解すべきであるから、仮にその選択した懲戒の方法・形態が生活指導のやり方として唯一・最善のものであったとはいえない場合であったとしても、Yが採った本件行動の懲戒行為としての当否ないしはその是非の問題については、裁判所としては評価・判断の限りではない。そして関係証拠によって認められる本件の具体的状況のもとではYが許された裁量権の限界を著しく逸脱したもとは到底いえないので、結局、Yの本件行為は、前述のように、外形的にはAの身体に対する有形力の行使ではあるけれども、学校教育法11条、同法施行規則13条により教師に認められた正当な懲戒権の行使として許容された限度内の行為と解するのが相当である。

11 東京地判昭和57年2月16日判時1051号114頁

【事実の概要】小学校6年生男子生徒Xは、休み時間中に外出し、パチンコ玉を投げて民家の窓ガラスを割ったとして、学級担任ら3名の教師から事情聴取を受けた直後、校舎の3階の窓から飛び降り自殺を図り、全治8カ月の重量を負った。Xは、教師らの小学校教諭のした事情聴取を違法として国賠法1条に基づき損害賠償を求めた。

【判旨】本件では、X側は、教師側から「お前がやったんだろう。」と言いながら、Xの胸部や腹部を手拳で2、3回、Xが後ろへ倒れそうになる位強く突くなどの暴行的な行為をして、Xを極度の恐怖に陥れたとして、体罰の存在を主張していたが、この点について、裁判所は、「教諭は、X

に対し、『お前がパチンコの玉を投げるのを他の生徒が見ていたぞ。』、『はつきりしないと、今後このような事件が起こった場合お前のせいにもされても仕方がないんだぞ。』、『本当なら、ここでぶっとばされても仕方がないんだぞ。』、『指紋をとればすぐ犯人は分かるのだ。』など……と言って手を前に出した際、一度、手がXの腹部に触れた」程度であったとして、事情聴取の経緯、内容等に徴し教師らの行為には違法性は認められないとしてXの請求を棄却した。

12 東京高判昭和59年2月28日判時1112号54頁

【事実の概要】X₁は県立高校1年で体育の授業でバスケットボールのパス練習中、ボールを相手の男子チームに取られたことを理由に、担当の体育教師Y₁から懲戒として「必殺宙ぶらりん」と称する懸垂をやれと言われ、他の生徒とともに体育館2階ギャラリーのコンクリート縁(3.1m)にぶら下がり、教師の合図で一斉に飛び降りるように命じられた。X₁は合図のある前に手足がしびれ身体が硬直し、バランスを崩して体育館床に落下し、腰を強打して失神し、精神外科医院に入院し、治療を受けたが、その後も後遺症に悩まされ、学業に遅れが出た。X₁及びその母親X₂はY₁の行為は違法な体罰であり民法709条により、校長Y₂には監督責任があり民法715条2項により、県であるY₃には国家賠償法1条1項によりそれぞれ連帯責任があるとして慰謝料その他損害賠償の支払いを求めた。1審では、Aの行為が体育授業中の懲戒行為にすぎないとして、Y₁、Y₂らの責任を否定したが、Y₃には損害賠償を認めた。そこで、Y₃は右判決を不服として控訴した。

【判旨】床上3・1メートルの高さの体育館のギャラリーの縁での懸垂は、通常の筋力の鍛錬の方法として稀有で異常なものであり、着地の際の衝撃を緩げる用具を施していなかったこと等からすれば非常に危険な方法であること、教師は生徒がバランスを崩して落下し負傷することを予測し得た

筈であること、他のより安全な方法に増して懸垂を行わなければならない特段の事情もないことに照らせば、当該体育授業における懲戒行為は、懲戒の限度を超えた違法なものであり、生徒の落下事故につき教師に過失が認められる、として Y₃ の責任を認めた。

13 長崎地判昭和 59 年 4 月 25 日判時 1147 号 132 頁

【事実の概要】Y 町立中学 3 年の男子生徒 A が国語の授業中に担任教諭 B から宿題ノートを自宅にとりに帰るよう叱責され、帰宅した直後、自宅隣接の牛小屋で首つり自殺をした。A の両親 X らが Y 町に対し、A の自殺は B 教諭が A に屈辱感を与えたため B の措置は懲戒の範囲を逸脱したものであるとして損害賠償を求めた。

【判旨】本件中学校では、生徒が忘れ物をした場合、自宅が近い平坦地域の生徒には取りに帰らせていたが、遠い山間部の生徒は注意するにとどめ、特に A の場合は往復一時間半位要するので通常は取りに帰らせることはしていなかったが、B 教諭は、ひょっとしたら A が課題に手をつけていないのではないかとの疑念が生じたので、これを確かめる必要があると考え、A に対し強い声でノートを取りに帰るように命じたとして、裁判所は、「教育とは、単に学校で授業を受けさせるだけのことを言うのではなく、基本的な生活態度、生活習慣、学習態度を身につけさせることが人間形成のため大事であり、忘れ物を取りに帰らせることも生活指導措置として、教育の一端として首肯できるものであり、具体的状況のもとにおいてとられた B の前記措置が右の範囲を逸脱するものとは到底認められない」とした。もっともノートを取りに帰らされたことにより A が多少の屈辱感を味わったことは否定できないが、その程度はさ細なものと認められること、A は叱られても沈み込むような性格ではないこと、A に普段と様子が変わったような点がなかったことを併せ考慮すると、A の自殺との間に相当因果関係があるとは認められないとした。

14 神戸地判伊丹支判昭和59年4月25日判時1134号128頁

【事実の概要】Y₁市立中学校の1年生であったXは、同校教諭Aから授業怠業の訓戒に際し、体育館に引致された上、すまの「ぶちかまし」のような方法で投げ飛ばされるような体罰を受けた後、体育館出入口の靴脱ぎ場に赴き、中腰の姿勢でくつ紐を結んでいたところ、何ら反省の色が見られないと感じたAからいきなり同人の後から右足でXの右横腰付近を強く足蹴りにされた。そのためXは、その場に前のめりの姿勢で転倒し、尻もちをついた。Xが起き上がったところ、その直後にAから左こめかみから左耳左顔面付近を平手で上から下に叩き降すように1回強打された。さらにその翌日、他の生徒Bから右同所付近を殴打され、その結果突発性難聴の傷害を受けた。そこで、XはY₁に対してAの暴行行為を理由に国家賠償法1条に基づき、さらに生徒Bの父母であるY₂、Y₃に対して714条の監督義務違反に基づき損害賠償を求めた。

【判旨】Xの本件傷害は、A及びBの殴打行為によって惹起されたものであることが認められるが、右両行為は、その打撃の部位、強度等はほぼ同様であり、しかも、僅か1日の近接した時間内に相接して行使せられており、その直後に発生したXの本件傷害についていずれが決定的な原因かは本件において確定し難いのであるから両行為はいわゆる共同不法行為の関係にあるというべきである。そして、Aがなした本件暴行は、同人が学校教育における懲罰行為の行使の過程でなされたものであり、従って、右所為は、国家賠償法1条にいう公権力の行使に当たるとして、Y₁の責任を認めた。

15 鹿児島地判昭和59年11月6日判例地方自治12号61頁

【事実の概要】Y中学校女子生徒Xは、文化祭に出展するため、美術教諭から作業を命じられた作業をして、清掃開始時間に遅れたところ、A教諭は、X及び一緒にいた女性生徒Bに対して、「何をしていたのか。」

と尋ね、これに対し X が、「美術室で絵を書いていた。」旨答えたが、同教諭は X の返事の内容をよく聞き取れないままいきなり、平手で X の両頬を合計 3 回、X がよろけそうになる程度に強く殴打し、続いて B の頬を 1、2 回殴打した。その後 A は、X らに対し、反省のため清掃時間が終わるまで正座するよう命じ、両名は 10 分間正座した。その後、X は、正座中に殴打された部分の痛みを感じていたが、同日午後の授業を受けているうちに次第に左頬から側頸部にかけての痛みが激しくなり、保健室で湿布などの手当を受け、同日の授業終了後養護教諭の車で自宅まで送り届けられた。X の心因性の症状は次第に激しくなり、頭痛のほか、同中学校内で男子生徒が手で軽く X の頬に触れたところ、X は本件体罰を連想して失神状態となり、以後他人が殴られるのを見て倒れるなど、同様の症状が時折見られるようになった。その後、X は、右診療のため姉の住む他県に赴き、転校手続きをするに至った。X は、Y 県が A 教諭の任命権者であること、及び本件体罰が同教諭の職務の執行につきなされたものであることから国賠法 1 条 1 項に基づき損害賠償を求めた。

【判旨】教員は、学生、生徒及び児童の教化、育成等の教育目的達成のため必要があるときは、生徒等に対し懲戒を加えることができるが、しかし、一方、懲戒権の行使はその性質上生徒等の権利侵害を伴いがちなものであるから、教員の懲戒は、当該生徒等の心身の発達状況、懲戒の原因となった行為の軽重等諸般の事情を考慮のうえ、懲戒による教育的効果を期待することができ、かつ、当該事案に相応な方法でなされる限りにおいて許されるものと解され、教育上必要とされる限界を逸脱した懲戒は違法なものというべきである。

本件の場合、X が清掃時間に遅れたについては正当な理由があるのに、A 教諭はその事情もよく把握しないまま X に本件体罰を加え、しかも頬の殴打はかなり力を含めたものであったこと、X が精神的に感じやすいいわゆる思春期の女生徒であること、また一方、X は本件体罰の前日の

清掃時間中に友人とふざけていて A 教諭から注意を受けたことが認められるものの、右事実を考慮しても、本件当時 X に対する指導につき、A 教諭が体罰をもって臨まなければ教育的指導ができないほどの事情が存在したことをうかがわせる証拠はないことなど、以上の事情に照らして考えると、A 教諭の本件体罰は、教育上の必要性を欠く違法なものといえるべく、同教諭の過失は免れない。

16 浦和地判昭和 60 年 2 月 22 日判時 1160 号 135 頁

【事実の概要】Y 市立中学校に通う中学 2 年生 X₂ が自習時間中に離席したことを理由に 担任教諭 A から出席簿で 1 回頭を叩かれたこと、X₂ の親 X₁ が、保護者会終了後に別途、特定の保護者を集め、保護者約 20 名の見ているところで、何の根拠もないのに、生活指導担当教諭 B から黒板に「副番長 X₂」と書かれて公表されたことに対して、X らは両教諭の前記各行為によって、名誉を毀損され、甚大な精神的苦痛を受けたとして慰籍料請求を行った。

【判旨】裁判所は、 について、学校教育における懲戒の方法としての有形力の行使は、そのやり方如何では往々にして生徒に屈辱感を与え、いたずらに反抗心を募らせ、所期の教育効果を挙げ得ない場合もあるので、生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容されるものと解するのが相当である。学校教育法 11 条、同施行規則 13 条の規定も右の限度における有形力の行使をすべて否定する趣旨ではないと考える。

本件では、X₂ がなかなか自席に戻らなかったこと、以前から落ち着きがなく、授業が始まってなかなか席に着かなかったり、授業中にノートをとらなかつたりする受講態度のあまりよくない生徒であること、生活目標に定める規律に違反しながら素直に改悛の態度を示さないことから、X₂

の頭を1回叩いたこと、しかしさほど強く叩いたわけではないとして、「X₂の反則の程度、X₂の年齢、健康状態等を総合して判断するときは、A教諭の右行為は口頭による注意に匹敵する行為であって、教師の懲戒権の許容限度内の適法行為である」と判断した。

については、生活指導担当の教諭が中学校におけるいわゆる「つっぱりグループ」の実態を理解させるため保護者に対し生徒の氏名と役割を公表したとしても名誉毀損とはならないとした。

17 水戸地土浦支判昭和61年3月18日判タ589号142頁

【事実の概要】Yは、県立高校の教員であり、学校の研修旅行中、自己の担任するクラスの生徒であるTが学校からその携行を禁じられていたヘアードライヤーを持参したことを叱責した際に、正座しているT(当時16歳)の前にしやがみ、同人に対し、「先生達は昨夜も一昨夜も2時間か3時間しか寝ていない。先生達が一生懸命やっているのにどうしておまえ達きちんとやれないのだ。」などと叱責したが、同人が黙って下を向いたまま何の返事もしないことから、同人に反省の気持ちがないもと考え、強い調子で同人に対し、「何でこんな物持って来た。」と尋ねたが、相変わらず同人が返事をしないため、憤激のあまり、立ち上がりざま右の平手でその頭部を1回殴打し、さらに立った状態で、正座している同人に対し、右手拳でその左側頭部を2回位振り下ろして殴打し、なおも同人が黙ったまま返事をしないため、右足でその右肩付近を2、3回蹴りつけ、その衝撃で左横に倒れた同人の右側頭部を右足で2回位踏みつけ、同人が「ごめんなさい、ごめんなさい。」と繰り返し謝っているのにも耳を貸さず、起き上がって座り直そうとした同人の右肩付近を右足で2回位蹴りつけてその後頭部を後方の壁にぶつけさせ、さらに、再び座り直して頭を下に垂らしていた同人の正面からその腹部を右足で1回蹴り上げるなどの暴行を加え、死亡させた。

【判旨】本件は、その発端が被害者の校則違反の点にあったとしても、被害者は相当程度の判断能力を備える高校生であったのであり、かつ教師対生徒という十分説得可能な関係にあったこと等に鑑みると、Yとしては、相応の説諭、指導をもってこれに臨むべきであったというべきである。しかるにYは、かかる手だてを講じることもなく、また、被害者が何ら逆らうことなく正座し、途中からは謝罪していたにもかかわらず、右の如き暴力行為に及んだものであって、その態様は被害者の校則違反の程度に比しても熾烈極まるものといわなければならない。しかもYの本件犯行は、校則違反者全員が自己の担任する生徒であったことに対する無念さや、同輩教師から生徒指導について暗になじられたこと等に誘発された私的感情によるものというべきで、たとえ、Yが当初、教育的意図を有していたとしても、本件行為自体は、教育的懲戒とおよそ無縁のものと評するほかない。これにより、被害者は若い命をこともあろうに信頼する担任教師の手によって失われしめられたもので、その結果は極めて重大であり、一人息子を瞬時に失った遺族の深い悲しみには切々と胸を打つものがあって、これが未だYの厳罰を望んでいるのも無理からぬものがあるというべきである。かかる諸事情に加え、本件が与えた社会的影響の大なることにも鑑みると、Yの責任はまことに重いといわなければならない。

18 金沢地判昭和62年8月26日判時1261号141頁

【事実の概要】市立甲野中学校の教諭Yは、担任する学級に在籍していたAが、学習意欲に乏しく、学力も劣っているばかりか、遅刻や忘れ物が多いなど基本的な生活習慣も身につけていないうえ、虚言癖もあり、家庭的には同人の母親が病気で入院していたこともあって、自分がいわば親代わりのつもりで、同人が他の生徒と一緒に学校生活を送れるように指導しようと考え、頻繁に忘れ物をしてきたことから、明日は忘れ物をしないよう言い聞かせて、その旨約束させ、もし忘れ物をすれば殴る旨言い渡したが、

翌日も同人が遅刻したうえ音楽の教科書や笛等を忘れて登校したことから、昼食後、同人を職員室に呼んで、遅刻や忘れ物をしたことについて問い糺したところ、同人が嘘の弁解をしたので、自分が本気で怒っているという態度を見せて同人に真剣に反省させるため、前日の予告どおり反省させるため、同人の顔面に平手で4回往復びんたを加え、これに対する同人の反応から、少しやり過ぎたと感じ、そのうしろめたい気持ちを取り繕うとともに、同人にもう少し反発心を持ってもらいたいという気持から、「かかって来い」と言って同人を促し、正面から弱く押してきた同人の右手首を左手でつかみ、右手を同人の左側腹部に当て、右足を同人の右足前に置いて、左手を引きながら体をひねって柔道の体落としのような形で同人を投げつけ、畳上に転倒させてその後頭部を打ちつける暴行を加え、頭部打撲により死亡するに至らせた。

【判旨】YがAの顔面に往復びんたを加えた行為についてみると、これは、判示のとおり、YがAに反省を促す意図のもとになしたものであり、これが教育上の指導措置としてなされたことが明らかであるが、たとえ教育上の指導のための行為であっても、体罰が許されないことは、学校教育法11条に明記されているところであり、YがAを殴打した行為は、往復びんたを手加減することなく4回加えたというものであって、このような暴行を加えることは、その意図の如何を問わず、同法条にいう体罰にあたりと解されるから、これが違法な行為であることは明白である。

19 横浜地川崎支判昭和62年8月26日判時1261号144頁

【事実の概要】小学校の特殊学級の担任教諭をしていたYは、書初め展に備えて、自分が担任をする特殊学級の5名の児童に対し、右書初め展に出品する作品を書かせる練習を始めたが、その中の生徒A（当時8歳であったが、先天性の脳障害のため知的には2、3歳程度であった）が、Yの指導するとおりに清書をしようとせず、また他の児童がカセットテープ

レコーダーから流れてくる音楽を聞いて歌を歌うのにつられ自分も歌い出して清書をしようとしないうことで、A についてだけ書初めの作品ができおらず、期限が迫っていたことで焦っていたことも手伝い、言うことを聞かない A に対し立腹するとともに、最近同児を厳しく指導していないことで、A が Y を甘くみているようなので、この際厳しく指導すべきであると考え、右手拳で、Y の右側に並んで座っている同児の右側頭部を手首を内側に巻き込む形で 1 回殴打し、続いて右手拳を前に突き出すような形で同児の左側頭部等を 2、3 回殴打する暴行を加え、硬膜外血腫により死亡させ傷害致死罪に問われた。

Y は、児童に対し、口で強く指導しても、言うことを聞かない場合には、本人の能力を伸ばすためには体罰もやむを得ないという考えから、本件被害児童を含め、自分の担任の児童達につき、顔を平手で殴打したり、手拳で臀部を殴打したりするなどの体罰を度々加えており、A にも、足ですねを蹴ったり、手で太股をつねったりするなどの体罰を 10 回以上にわたり加えたが、A の両親から、被害児童の太股にあざができていたことで問い合わせが数回あったことで、以後は、A に体罰を加えることは避けていた。

【判旨】Y は、被害児童に、書初め展に展示する予定の作品を書かせようと指導していた際に、同児がこれに従わなかったことに立腹すると同時に、同児に対し、強く指導することが必要であると考え本件犯行に及んだもので、純粹に教育的懲戒を加える目的で行ったものとは認められず、私的感情を加えたうえ、怒りにまかせて暴行を加えたもので、その動機に酌量の余地は認められない。……そして、Y は、全く無抵抗で、そもそも抵抗する能力さえない被害児童に対し、右手拳で同児の右側頭部及び左側頭部付近を数回殴打する暴行を加えたもので、しかも同児の頭部にかなり大きな皮下出血及び頭皮下、内出血が生じていることに徴すれば、その程度は相当強いものであったと考えられ、暴行の態様は、極めて悪質である

といわなければならない。特に、被害児童は、頭蓋狭窄症により生後間もなく頭部に手術を受け、外見からも頭部が変形しており、また普通学級の担任からの引継ぎで、骨に異常があるので扱いに注意するよう言われていたことから、Y は、被害児童の頭部に障害があり、頭部を殴打してはいけないことを十分に認識していながら、敢えて本件暴行に及んだもので、しかも、Y は、被害児童の頭部を殴打した理由の一つとして、以前に被害児童の足などに体罰を加え、あざができたことで被害児童の両親から苦情を受けたことがあり、頭部なら、あざができて毛で発見しにくいと思った旨供述していることをも考え合わせれば、Y の本件暴行は、まさに教師にあるまじき行為であって、単に普通の児童の頭部を殴打したというものでなく、それ以上の強い危険性を有するものであり、極めて悪質かつ卑劣であるといわざるを得ない、として懲役 3 年を命じた。

20 静岡地判昭和 63 年 2 月 4 日判時 1266 号 90 頁

【事実の概要】Y₁ 市立中学 2 年生の X が行った「催眠術遊び」(2 人の生徒が向き合って立ち、被術者たる生徒が大きく息を 5・6 回吐き、その肺内の空気を吐き切ったところを見はからって、他方の生徒が被術者たる生徒の胸を勢いよく突くことによって、被術者があたかも催眠術にかかったかのように、その意識をもうろう状態にするもの)を教諭 Y₂ が目撃し、その翌日の 4 時限の授業開始直後、担任の Y₃ から職員室にいる Y₂ の許に行くよう命じられ、職員室に来た X が反省の態度を示さなかったことから、Y₁ は X を床の上に正座させ、10 数回、顔面附近をたたいた。そして、この際、弱い者いじめをするような雰囲気を一掃すべく、他の生徒にも厳しい指導をしようと考え、音楽の授業を受けていた生徒を次々に職員室に呼び出した上、注意を与えつつ、平手でたたいた。授業時間が終わり職員室に戻って来た教諭 Y₂、Y₃ も日頃から X の行状を好ましく思っていなかったことも手伝って、X の顔面を平手で殴打した。X は、Y₂ 教諭ら 3

名の本件不法行為による傷害を負わされただけでなく、授業を受ける機会も奪われ、そのうえ、多数の教員のいる場所で多数の同級生とともに体罰を加えられたものであって、Xの人格の尊厳を傷つけられたとして、Yらを相手取って慰籍料を求めた。

【判旨】体罰とは、事実行為としての懲戒のうち、被罰者に対して肉体的苦痛を加える制裁をいい、殴る・蹴る等その身体に直接有形力を行使する方法によるものと、正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等それ以外の方法によるものが含まれる。そして、いずれの場合においても、体罰なる概念がもつ外延の周辺部における限界の判断が微妙かつ困難なものになることは、避けえないにしても、制裁として肉体的苦痛を与えるものであることを要するから、教員が教育上好ましからざる所為のあった生徒等を指導する際に、教科書の背で軽くコツコツと頭部に触れたり、反省の意思を確実なものにするため平手で肩を叩くなど、厳密にいえば有形力の行使があったといわざるをえない場合であっても、なお体罰には該当しないと評価すべき事例がありえよう。要するに、体罰に該当するか否かは、有形力の行使による場合とそれ以外の方法による場合とを通じて、教員が行った行為の態様のほか、生徒等の年令・健康状態、場所的及び時間的環境等諸般の事情を考慮し、制裁として肉体的苦痛を与えるものといえるか否かによって決すべきである。しかし、いやしくも体罰が加えられたといえる以上は、たとえ懲戒行為としてなされたものであっても（懲戒行為としてなされたものでなければ、そもそも体罰とはいえないが）、法律上は違法な行為であって、体罰に違法なものと適法なものがあるとというのが如き見解は、当裁判所の採らないところである。

教諭ら3名の行為が、有形力行使の態様・回数及び程度においても、はたまた長時間正座を持続させた点においても、全体として被罰者たるXに肉体的苦痛を与えたものということができ、したがって法律上禁止された体罰に該当するだけでなく、第4時限の全部及び第5時限の一部につき、

X から授業を受ける機会を奪った点においても、懲戒権の行使として許されるべき法的限界を逸脱したものというべきであるから、懲戒行為の故をもって、その違法性が阻却されるものということとはできない。

21 東京地判平成元年 4 月 24 日判タ 707 号 231 頁

【事実の概要】Y₁ の設置する公立高校定時制 4 年生で生徒会長をしていた X は、自分の書いた学級日誌を読んだ担当教員 Y₂ から揶揄されるような論評を書かれたのでこれに抗議しに行ったところ、教員 Y₂ と口論となり、X と Y₂ が日誌を取り合う形となった際に、偶然 Y₂ の右側頭部が A の左側頭部のこめかみ付近にぶつかったが、なおも A が日誌の紙片を手放さなかったとみるや、Y₂ はいきなり右手拳で X の左口唇部付近を 1 回殴打したため、X は急性歯牙支持組織炎等の傷害を負った。そこで、X は Y₂ を相手取って慰藉料を求めた。

【判旨】裁判所は、「教員は生徒に懲戒を加える場合であっても体罰を加えることはできないとされていることに鑑みると、教師が教育の現場において生徒に対し暴行した場合に、右暴行がやむをえないものと評価されるためには、当該生徒が人の生命・身体に現に危害を及ぼしているか又はこれを及ぼす具体的な可能性があり、かつ、当該暴行がその生命・身体に対する危難を避けるために必要であるなどのような例外的事情がある場合に限られると解すべきである」とした上で、B の殴打については、「日誌の紙片を離すまいとする A の強情さにとっさに怒りを覚えて本件殴打行為に及んだものと推認するのが自然である」として本件殴打行為を違法行為と認め、Y₁ に損害賠償を命じた。

22 鹿児島地判判決平成 2 年 12 月 25 日判時 1395 号 124 頁

【事実の概要】X は Y₁ 県立高校 3 年生のときに、学校で禁止されていた原動機付自転車の免許を取得していたことが判明したので、当時補導係を

していたY₂が、Xを呼び調査したところ、Xも無断で免許取得をした事実を認め、教員の指示により、反省文を書かせ正座して指導室で待たせていた。Xがふて腐れて真摯な反省の態度を見せなかったため、正座しているXの側頭部等を右の平手で数回殴打し、更に左手で頭部を押えて動かないようにしたうえ、右の平手で数回殴打した。Xは、右暴行により頭痛、めまい、耳鳴等を伴う傷害を被り、難聴になったとしてYらに精神的苦痛に対する損害賠償を求めた。

【判旨】裁判所は、Y₂の体罰により難聴になったこととの間の因果関係は否定したが、Y₂の行為については、「Y₂はXのいわば良心を覚醒させるために体罰に及んだというのであるが、果たして高校3年生に対する懲戒として、どれ程効果があるのか大いに疑問である。少なくとも本件においては逆効果であったことは歴然としている。まして、本件は自宅待機中の体罰であった。Y₂としても、「思わず手が出た」というものではなく、補導係として、指導するために呼出し、反省を求める過程でなしたものである。いまこれを少しでも容認するならば、真面目に反省している態度を示さない生徒には、体罰も已むを得ないということになる。反省していないからこそ教育が必要となることを厳しく確認する必要があると考える。そうしてY₂は、生徒を正座させただけで、平手で側頭部を殴打することが、どれ程人間の尊厳を傷つけ、屈辱感を与えるものであるかにつき、いま1度思いを致すべきである。」と強い口調でY₂の行為を糾弾し、「体罰自体及びこれによって負った傷害、Y₂の体罰に及んだ事情と体罰後の態度、Y₁県の職員であるY₂の教育的配慮を欠いた言動等によって、Xは相当に大きな精神的打撃を受けた」としてXの精神的損害を認めた。

23 浦和地判平成2年3月26日判時1364号71頁

【事実の概要】X₁はY₂市立中学校に在籍し、校内のいわゆるつっぱりグループのリーダー格であった。X₁が他の生徒の下顎を蹴って傷害を負わ

せたため、Y₁ 教諭は、懲戒のために顔面を平手で殴打し、「二度と来るな」などと申し渡す等の措置をとった。X₁ の両親は、これまでも X₁ が Y₁ から同様な暴行を受け、全治 10 日ないし 15 日の傷害を被り、また卒業間近の 3 ヶ月登校を禁止されたとして、Y₁ に対し民法 709 条、Y₂ 市に対して国賠法 1 条 1 項、Y₃ 県に対して同法 3 条 1 項に基づきそれぞれ慰謝料を求めた。

【判旨】教員の生徒に対する懲戒行為としての有形力の行使が、当然に同法の禁止する体罰に該当し、民法上の不法行為にも該当するかどうかはともかく、当該有形力の行使が殴打・足蹴り等生徒の身体に傷害の結果を生じさせるようなものである場合には、それ自体同法 11 条但書が禁止する違法な体罰であり、民法上の不法行為として評価すべきものと解するのが相当である。

また、Y₁ の発言についても、「『もういいから帰れ。二度と来るな』、『もし学校に来たいんなら、親と一緒に来て俺の前で土下座して謝れ』等と大声で怒鳴り、同人をして学校を退出し、欠席するに至らせたというものであることからすれば、Y₁ の行為は懲戒の範囲を逸脱し、教育的配慮を欠いた違法なものといわざるをえず、無断欠席等の懲戒の対象となるべき行為があったことをもって正当な懲戒権の行使として Y₁ の右行為の違法性が阻却されるものとするとはできない」と判断した。

24 千葉地判平成 4 年 2 月 21 日判時 1411 号 54 頁

【事実の概要】X は Y₂ 市立中学校の 2 年生であった。担任教諭 Y₁ は、教室の生徒全員が給食を食べずに X を待っていたのに、X が遅れたことを詫言もしないでこそこそと教室に入ってきたことに腹を立て、自分が腰掛けている椅子の前に X を正座させ、叱責したうえ、運動靴を履いている右足で X の顎の辺りを 1 回蹴った。X は、本件行為によって、上前歯牙脱臼、下口唇裂傷、左下顎打撲の傷害を負い、Y₁ については常習的に

行われた体罰で違法性の高い故意による不法行為であるとして個人責任を負うべきであるとして、また Y₂ 市については、校長は同市の公権力の行使にあたる公務員であり同人には、校長として教員に対する指導・監督義務があるのに、従前から Y₁ が再三にわたり暴力的な生徒指導を繰り返していた事実を熟知しながら、これを容認していた重大な過失による職務違反行為があったものであるから、Y₂ は、国家賠償法 1 条 1 項に基づき X の損害を賠償すべき責任を負うとした。

【判旨】Y₁ が本件当時 Y₂ 市の公権力の行使にあたる公務員であったことは、当事者間に争いがなく、既に認定したとおり、Y₁ が、その職務である教育活動の過程において、X に対して暴行を加え、傷害を負わせたものであるから、校長の職務上の義務違反によって Y₁ の本件行為が誘発されたと認められるか否かにかかわらず Y₂ は、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害を賠償すべき責任があるものと認められる。

25 大阪地判平成 5 年 9 月 3 日判時 1494 号 130 頁

【事実の概要】X は、本件当時、Y₁ 市が設置、運営及び管理する工業高等学校の電気科 2 年に在学し、Y₂ は、Y₁ 市の公務員で、実習助手であった。昼休み時、本件高校の電気科製図室において、X が Y₁ の製図上の注意を守らなかったことが発端となって、Y₂ が X の頭部付近を教務手帳で複数回叩き、それに対して X が、Y₂ の顔面を手拳で 1 回殴打するという事件が起こった。このため、本件高校は、X を、右事件の日に遡って 50 日間の特別指導に付した。X は、進級認定に必要な点数を取得できず、原級留置処分を受けた。このため、X は、他校に転学した。X は、Y₂ の X に対する暴行は違法であり、右暴行によって X は傷害を受けたこと、特別指導決定は違法であり、また X が進級できなかったことは本件高校が適切な対処をしなかったからであり、これらを考慮せずに原級留置処分をしたのは違法である、と主張し、Y₂ に対しては民法 709 条に基づき、

Y₁ に対しては国家賠償法 1 条に基づき損害賠償請求をした。

【判旨】裁判所は、原級留置処分に至るまでの学校側に何ら過失はないと判断したが、「Y₂ の行為は、X の頭部を教務手帳で叩き、傷害を負わせた点に関する限り、違法性があり、Y₂ に過失があると認められる。」として Y₁ の責任を認めた。

26 岐阜地判平成 5 年 9 月 6 日判時 1487 号 90 頁

【事実の概要】Y₂ 県立高校 2 年生、陸上部に所属していた女子 A が同高校陸上部顧問教諭 Y₁ から「ブス」などと侮辱的発言や、頭部をやりで叩かれ、手拳や平手で殴られる等の体罰を繰り返し受け、自殺したとして両親である X らが Y₁ 及び Y₂ 県に損害賠償を求めた。X 側は A が自殺に至るまでの経緯として Y₁ による違法な行為を列挙し、その因果関係を主張した。

Y₁ は A に対し、1 年生のころから、しばしば「ブス」などといって同女を侮辱し、思春期の少女に精神的苦痛を与えた。

やり投げでよい記録がでないとして練習の途中で「もうやらなくていい。」「お前はバカだ。」「陸上部をやめろ。」などと暴言を浴びせ、また、別日には、A が練習のときに肘が痛いのを顔に出したのがいけないから退部せよなどと理不尽なことをいったうえ、A を土下座させて謝罪させ、さらに、「のらくらでぐず。」「心の中が腐っている。」「猿の物まねしかできない。」などとば倒した。

A が 1 年生の 2 学期ころから、Y₁ は、A によい記録が出ないことなどを理由として同女の頭部などをやりで頻繁にたたいた。

A が疲労骨折で 2 か月間は練習しないように医師に指示されていたにもかかわらず、Y₁ は A に対し、「病院には A の足のことなどわからない。」などと非科学的なことをいって同子に練習を続けさせた。

陸上部の合宿の第 3 日目の日に、Y₁ は A が昼食のご飯を一杯しか食

べなかったことを理由に「1年生にしめしがつかない。」としてAを含む3名の女子生徒を正座させたうえ、同人らの頭部を竹やりで数回、最後には竹やりが割れて飛び散るほど殴打した。そのうえ、Y₁はAに無理やり5杯も食べさせた。

Y₁は、Aの推薦で陸上部に入った後輩が同部を退部したことにつき、Aに対し、「お前の責任だ。」として2日間体育教官室において同女を土下座させた。

Y₁はAに対し、同女が前日無断で練習を休んだこと、後輩に対し陸上部をやめないように説得できなかつたこと及び練習でよい記録が出せなかつたことを理由として、Aの頭部を試合用のやりで強打した。そのため、Aは頭部がみみず腫れになり洗髪もできなくなる程の傷害を受けた。そして、その翌日もY₁は同じ部位をやりでたたいた。

Y₁はAに対し、日記をつけなかつたとの理由で体育館において同女の顔面を手拳や平手で繰り返し殴打した。そのため、Aの顔は腫れ上がり、左目の横は内出血で黒くなった。

修学旅行中において、Y₁は、朝寝坊して練習に遅れたことに対し、Aを含む女子生徒6名及び男子生徒7名を正座させ、その際、Aの右大腿部を、同女の身体が90度左に回転してしまう程5回くらい強くけつた。そのため、Aは右大腿部に黒あざができるほどの傷害を受けた。

Aは、2年生の3学期末の試験で計算実務が不合格であったが、その後、追試験を受けて合格した。しかし、Y₁はAに対し、右不合格と追試験の成績の件で、体育教官室において、約1時間30分にわたり同女を起立させたままで説教した。そのため、Aは当日朝食をとっていなかったのに昼食をとることができなかつた。Aはその後約1時間30分にわたって担任の訴外Aから説教を受けたが、その後、Y₁は再びAを体育教官室で起立させ、約3時間にわたって「追試験の成績が悪い。」「お前は家の人に、『しかられた。』と告げ口しているのではないか。」などと大声でば声

を浴びせ、竹刀でたたいたりした。そして、その翌日に A が自殺をした。

【判旨】裁判所は、 の点について、Y₁ が、A に対し、しばしば面と向かって「ブス」といっていたことに対し、Y 県は、Y₁ は冗談でいったにすぎない旨主張し、また、Y₂ 県は、「ブス」という表現は、同人の選手らに対する愛情の逆の表現であり侮辱の言葉ではない旨主張する。裁判所は、「ブス」という表現は、一般的には相手の容貌に対する侮辱的な表現ではないこと、「教師あるいは陸上部顧問の発言としては、極めて不適切であるといわざるを得ない」。

について、「のらくらでくず。」「心のなかが腐っている。」「猿のものまねしかできない。」という表現は、前述の「ブス」と同様に侮辱的な表現であり、不適切との非難を免れない。なお、土下座という行為がいかに屈辱的な行為であるかは多言を要しないのであって、本件の場合、たとえ A が許しを乞うため自発的に土下座したものとしても、そのような生徒の土下座を容認し、生徒がそうしなければ許さないという Y₁ の姿勢そのものが、もはや教育的配慮の全く欠けた、極めて不適切な指導方法という以外にない。

については、「練習中、A が Y₁ に頻繁にやりでたたかれたことを認めるに足りる証拠はない」と判断している。

について、Y₂ 県は、当時の A の練習量と内容からみて同女の右足に疲労骨折が起こっていた可能性はない旨主張するが、A の第二中足骨が疲労骨折していたことは明白であって、……医師が疲労骨折と診断しているにもかかわらず、専門医でもない陸上部の顧問がそれを無視して練習を続けさせることが陸上競技の指導として不適切であることはいうまでもないことである。しかしながら、本件の場合、Y₁ が A にそのような練習を強要したのか、それとも A が自発的に練習を行ったのかは必ずしも明らかではなく、少なくとも、Y₁ が練習を拒否する A に対し強制的に練習を続けさせたと認めるに足りる証拠はない。したがって、この点に関し、

Y₁の指導が違法であったと認定するのは相当ではない。また、他の陸上部員が病院に行くのをAが制止しなかったことに関しY₁が同女をしかった点についても、たとえそのような指導が不適切であっても、それは指導方法の当否の問題であって、Aをしかったこと自体は違法というほどのものではないと考えられる。

について、Y₂県は、Y₁がそのときAの頭部を竹の棒でたたいたこと自体を否定し、右供述は信用することができない。そして、いかに陸上競技選手にとって栄養の摂取が重要であるといっても、高校の部活動において、生徒がご飯を一杯しか食べないというだけで顧問の教師が生徒を正座させたうえ、その頭部を竹の棒で強打するという行為は異常というほかになく、それが違法な体罰であることは疑いを入れる余地がない。

について、後輩が練習の厳しさについていけなくなって自主的に退部したことに、その先輩であるAの責任であるとして約2時間にもわたって説諭すること自体長時間にわたる身体的拘束であって、もはや正当な懲戒権の範囲を逸脱した違法な身体拘束といわざるを得ない。

について、女子生徒の頭部をジュラルミン製の試合用のやりで腫れるほどたたくという行為が違法な体罰であることは疑う余地がない。

について、Y₂県は、平手で1回たたいたことは認めるものの、殴打の回数及びAの顔面が腫れ上がったことを否認するが、殴打の回数とはかく、顔が腫れ上がったこと及びその状態については、明らかであり、前記認定のとおり、Aの顔面が左右とも腫れ上がっていることからすれば、その際、Y₁はAなくとも2回は殴打したものと認められる。このようなY₁の行為が違法な体罰に該当することは疑う余地がない。

について、Y₁はつま先で軽く1回けつたにすぎない旨主張するが、裁判所は、「いずれにしろ、研修旅行先において朝の練習をしなかったという理由のみで、正座させたうえ生徒の大腿部をけることが違法な「体罰」に該当することは疑う余地がない。」と判断している。

について、Y₁はAに対し、直立という特定の姿勢を連続して長時間保持させたまま、執ように怒鳴るなどして説諭を続けたことを総合考慮すると、右Y₁の行為は、もはや正当な懲戒権の行為を逸脱した違法な懲戒行為であるといわざるをえない。

裁判所は、Y₁のAに対する言動のうち、前記 〃、〃、〃の有形力の行使はいずれも明らかに体罰であり、しかもその違法性も相当強く、また、前記 及び の各身体の拘束は正当な懲戒の範囲を超えた違法な身体的拘束であるとした。そして、前記 及び のY₁のAに対する侮辱的発言については、それぞれについて単発的な発言ととらえるのは妥当ではなく、身体に対する侵害とも併せて一連の連続した行為ととらえて評価するのが相当であり、そのように解する限り、このように執ような侮辱的発言はAの名誉感情ないし自尊心を著しく害するものであって違法行為に該当するとしたが、その一方で、Y₁による体罰と自殺との因果関係については、「自殺という行為は最終的にはその人の意思決定によるものであるから、人がどのような事態を直接的な契機として自殺を決行するに至るかを第三者が認識することは極めて困難であるばかりか、本件においては、Y₁が、前記認定のAの個人的な特殊事情を把握していたとは認められないこと、自殺前日の説諭の際に違法な身体の拘束があったことは事実であるが、その際、Y₁がAに対して体罰を加えた証拠はないから、従前のY₁のAに対する言動と比較して、このときの言動が突出して強烈なものであったわけではないことを考慮すると、Y₁が、説諭の際に、自己のAに対する行為が同女の心理に決定的な影響を与え、その結果同女が自殺を決意する可能性があるとするのはおよそ不可能であったというべきである」としてAに対する違法な言動と自殺との間には相当因果関係は存在しないとした。

27 浦和地判平成5年11月24日判時1504号106頁

【事実の概要】

XはY₃市立中学校2年生で男子バレーボール部に所属していた。Y₁は、バレー部顧問としてバレー部を指導していた。Y₁は、男子バレーボール新人戦大会の第一試合終了後、苦戦の末勝利したことを喜ぶ選手全員を含む部員を同体育館の廊下に集合させ、Y₁を取り囲むように半円形に並んだ選手全員に対して、「お前らの今の試合は何だ、ただただやっているからこんなことになるんだ、反省の言葉を言え。」と怒鳴りつけ、選手らがこもごも反省の言葉を述べおわるや、いきなり理由もなく左端の選手から順次その右顔面を利腕である左手の手のひらで激しく殴打し、右端に並んでいたXに対しても、その右頬を激しく殴打し、その結果、Xはよろけ、左側頭部付近を数センチ後方にあった鉄筋コンクリート角柱の壁面に激突させた。

Xは、本件行為により、頭部打撲、頸椎捻挫等の傷害を負い、治療のため入通院を余儀なくされ、頭痛、目眩、麻痺、肩凝り等の後遺症に現在も悩まされている。そこで、Xは、Y₁及び校長Y₂に対しては、民法709条に基づき、Y₃市に対しては、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を求めた。

【判旨】裁判所は、「Y₁は、本件行為以前にも生徒を殴ってその目に怪我をさせたこと、生徒を殴ってその鼓膜を破ったこと、本件中学校在任中に少なくとも10回以上は生徒を殴っているところを目撃されているほか、本件行為後にもY₁以外の教師でXの頭を殴った者がいること、Y₁以外の教師で生徒を殴ってその鼓膜を破った者がいることが認められ、そうした事実を総合すると、本件中学校では、複数の教師により、体罰もしくは体罰の外形をとる生徒への暴行等の行為が行われていたものと認められる」とした上で、「Y₁が、本件行為当時、Y₃市の公権力の行使にあたる公務員であったことは、当事者間に争いがなく、既に認定したとおり、Y₁が、

その職務である教育活動の過程において X に対して暴行を加え、傷害を負わせたものであるから、Y₃ 市は、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、Y₁ の行為によって X が被った損害を賠償すべき責任があるものと認められる。」とした。

本件では、X 側から「Y₂ は、校長として教諭による体罰の発生を防止すべき職務上の義務があり、かつ、本件中学校において、体罰（しごき）と称する暴力が蔓延し、その中で Y₁ が再三にわたって暴力的な部活指導を繰り返していた事実を熟知していたにもかかわらず、Y₁ らに対し何ら注意も与えず、その体罰（しごき）を容認するどころか、むしろ公然と体罰（しごき）と称する右暴力を教唆・煽動するような言動に終始していた」として、学校の「構造的暴力」体質が指摘され、校長の職務違反行為が問われていたが、Y₂ の責任について、裁判所は、「Y₂ は、本件中学校で起きた体罰について全てを把握してはいなかったが、少なくとも Y₂ が知った件については、Y₁ をはじめ当該教師に注意を与えていることが認められ、Y₂ が Y₁ の体罰と称する暴力を伴う指導方法を容認し、公然とこれを教唆・指導するような言動に終始した事実までは認められず、他に重過失に基づく職務違反行為があったと認定するに足る証拠はな」とした。

28 水戸地土浦支判平成 6 年 12 月 27 日判タ 885 号 235 頁

【事実の概要】A は Y₁ 高校 1 年生の野球部員で Y₃ コーチの指導の下、グラウンド練習及びサーキットトレーニングを 1 時間かけて行っていた後に、さらにポール間を連続ポールダッシュするように指示したため、A は連続ポールダッシュを 2、3 本行ったところで倒れ、病院に搬送されたが急性心不全で死亡した。A の両親 X らが Y₂ 監督、Y₃ コーチから部員の肉体的状況を見逃した過激な練習を課せられたために練習中に倒れ、しかも同人が適切な救護措置をとらなかったため急性心不全で死亡したとして Y₁、Y₂、Y₃ に対して損害賠償を請求した。なお、Y₂ は出張中であつたため、

事件当時の練習中は不在であった。

【判旨】高校における運動部の指導は、学校教育の一環として生徒の健康の増進、体力の向上に務め、正常な心身の発達を図ることを目的とするものであるから、指導者は、生徒の体力の現状を知り、健康管理に務め、生徒の健康状態や技能の程度に応じた練習指導を行い、勝敗にとらわれて行き過ぎた練習が行われることのないように務めるべきである。特に、15、6歳の基礎体力も十分でない高校1年生に対し、短期間に体力や競技力の向上を図る目的で、限界を超えたトレーニングを行うことは、生徒の身体に加重な負担を及ぼし、慢性疲労に陥らせて心身の調節機能を失わせ、健康を害するに至るので、このような事態に至らないよう、指導者は生徒の健康、安全について十分な配慮をすべき義務があるといわなければならない。そして、本件では、Y₃がグラウンド練習中の第一班の部員を指導していたところ、Aの属する第2班の部員がポールダッシュを終わったのに、たまたま目にした同部員らがポールダッシュを全力で走っていないと思ったため、「しっかり走れ。」或いは「休まないで走れ。」と二度にわたり声を掛けて指示したのである。しかし、Y₃は、第2班の部員らが当日ポールダッシュを何本行ったか、或いは何本目を走っているときか分からないと供述しており、Y₃の第2班の部員に対する指示は、適度なトレーニングを行わせるという配慮を欠いた軽率な行為であるというほかない、として前記注意義務違反を認めた。

Y₂は、教師ではなく、Y₁高校に雇われて野球部の監督をしているものであるが、その部の練習内容や日程等の練習スケジュールを作成し、部員に対しその趣旨を説明して、練習を実施する立場にあるとはいえ、すべての練習に立会い、監視、指導する義務があるとまではいえない。Y₂は、本件事故当日は3年生部員の進路指導の件で出張していて、練習には立ち会わなかったのであるが、そのこと自体を義務違反であるということではできない。

しかし、Y₂は、練習に立ち会えない場合には、事前にコーチであるY₂と練習方法、内容について十分打合せをし、自己の立会い、監視に替わる手当てをして、部員の健康に障害が生ずることのないような配慮をしておく義務があるといわなければならない。本件事故当日、Y₃は左足を骨折して松葉杖を使用しており、40数名の部員が2班に分かれて行う練習を監視し、指導をするのは容易でない状態であり、Y₂もそのことを知っていた筈であるところ、Y₂は、留守にするからよろしくと挨拶したというだけで、本件事故当日の練習について事前に前記のような配慮をしていないことから、同様に注意義務違反があるとされた。そして、Y₁は、使用者として、右の不法行為による損害を賠償する責任があるとされた。

29 長崎地判平成7年10月17日判タ901号160頁

【事実の概要】Aは、Y₁県立高校の1年生であり、同校敷地内のセミナーハウスをして行われる「宿泊学習」に参加したものであるが、女子生徒宿泊室内に居ることが発覚し、指導監督教諭Y₂、Y₃から頭部等を数回殴られ廊下に倒れて顎から出血する等の傷害を負ったため、病院に行って治療を受け、その後、通常通り通学していたが、その8日後に自宅において急性心不全により死亡した。Aの両親であるX₁、X₂は、本件体罰による精神的重圧のなかでてんかんの発作を誘発して死亡したもので、本件各暴行に引き続いてなされた指導監督教諭Y₂、Y₃の各注意義務違反（重過失）とAの死の結果との間には、相当因果関係があるとして、県であるY₁とY₂、Y₃に対して総額6600万円の損害賠償を求めた。これに対して、Yらは、Aが転倒したのは、てんかんの発作によるものであり、本件暴行とAの転倒、受傷の間に因果関係はないとともに、Aの死亡との間にも因果関係はないと主張した。

【判旨】Y₁、Y₂らは職務である教育活動の過程においてAに暴行を加えたものと判断したが、Aの転倒については、「Aの転倒前後の状況を

総合すると、これらの状況は、前記分類の一次性ショックにおける原因及び症状に、より符合するというべきである。すなわち、A は、自ら規律違反を犯したことにより高校入学以来初めて教師から厳しい叱責を受け、あまつさえ相当激しい暴行をこれら教師によって加えられたことに基づく精神的、肉体的ショックから、血流障害を伴う循環不全を起こし、その結果、ごく短時間の意識消失を生じて廊下に転倒したものと理解するのが自然である。」として A の廊下での転倒と傷害との因果関係を認め、Y₁ に対し慰謝料など総額約 90 万円の支払いを命じたが、A 死亡の原因となった風呂場での昏倒（嘔吐）は、A の持病であるてんかんの発作によるものであったとして、Y₂ らの暴行と A のてんかん発作及び死亡との間の相当因果関係は認定できないと判断し、死亡による損害賠償請求を棄却した。

30 福岡地判平成 8 年 3 月 19 日判時 1605 号 97 頁

【事実の概要】X は Y 市立中学校の 1 年生であり、日頃から違反制服の着用など問題行動のある生徒であった。本件前日には、別の中学校の生徒らに対する暴行、恐喝事件のため Y らは謝罪に行っていた。X と生徒 A による他校の生徒に対する恐喝事件を受け、教諭 7 名が加害生徒の指導を行うべく、X と A を来校させ、同人らを自動車に乗せ、海岸まで連れて行き、午後 8 時過ぎころ、右海岸の砂浜にスコップで穴を 2 つ掘り、X と A に対して各別に穴の中に入るよう命じ、両名を穴に入れてしゃがみこませた上、右各穴にスコップで砂を入れ、両名を生き埋めにするなどの体罰を加えたことにつき、X が Y ら教師及び市に対して損害賠償を求めた。なお、当時、台風 19 号が日本に接近しつつあり、大雨、洪水、雷、波浪注意報が発表されていた。

【判旨】教師の行う事実行為としての懲戒は、生徒の年齢、健康状態、場所的及び時間的環境等諸般の事情に照らし、被懲戒者が肉体的苦痛をほとんど感じないような極めて軽微なものにとどまる場合を除き、前示の体罰

禁止規定の趣旨に反するものであり、教師としての懲戒権を行使するにつき許容される限界を著しく逸脱した違法なものとなると解するのが相当である。

本件砂埋めの背景には反省を求めるなどのため X に対し指導を行う必要があったこと、本件砂埋めをする前に相当の口頭指導をしたにもかかわらず X が事実を認めようとしなかったことなどが認められるが、本件砂埋めは、肉体的苦痛を感じないような極めて軽微な態様のものではないし、とりわけ X に与える屈辱感等の精神的苦痛は相当なものがあっただけであって、前示のとおり背景等があったとしても、教師としての懲戒権を行使するにつき許容される限界を著しく逸脱した違法なものであり、違法性が阻却されることはないといわざるを得ない。

31 福岡高判平成 8 年 6 月 25 日判時 1580 号 150 頁

【事実の概要】K 大学付属女子高校の教諭 Y が放課後に教室で追試験を実施していたところ、追試験を受ける必要のない生徒 J を廊下に出させようとしていたところ、J がスカート丈について校則に違反していることに気づき、スカート丈を直すよう注意したが、J の態度に激怒し、J に対し、力を込めて J の肩部付近を 2 回連続して突き、さらに左手で J の右側頭部付近を下から上に突き上げるなどの暴行を加え、その結果、J を死亡させた。

【判旨】被害者は高校 2 年生であって注意の意味内容を理解する能力を備えており、法はもとより当時の校長からも体罰が禁止されていたのであるから、Y としては、被害者に対し、スカート丈を定めた校則を守るべき理由などについて十分な説諭等による指導をすべきであった。J の反抗的な態度に対し「なめられてたまるか」という気持ちから被害者に対し一方的に暴行を加えたものであって、当初の目的は正当であったかも知れないが、その手段方法は被害者を突き飛ばした以降は明らかに正当性の範囲を

逸脱していた上、被害者との対応の過程でその当初の目的すら忘れ去り、遂には教育の名に値しない私憤に由来する暴行に終わったもので、まさしく違法な体罰であったといわなければならない。被害者の遺族との間での示談等は未成立であり、遺族らの Y に対する処罰感情には未だ極めて厳しいものがあることも無理からぬものと理解できる。

32 東京地判平成 8 年 9 月 17 日判タ 919 号 182 頁

【事実の概要】X₁ は、Y₂ 市立中学校 2 年当時、社会科の教師である Y₁ が X₁ら 6 名に対し、文化発表会において行ったアンケートの集計を行うよう指示したところ、X₁ は、Y₁ に対して、「集計しなくていいって言ったじゃない。自分の言ったことに責任もてよ」と反論した。Y₁ は、X₁の言葉に激昂し、X₁ に対し、大声で「もう 1 回言ってみろ」と怒鳴り、X₁ が座っている机を蹴った後、右手平手で X₁ の左頬を 1 回殴った。X₁ は、これに対し、Y₁ を凝視したところ、「なんだ、その顔は」と言って、更に右手平手で、X₁ の左頬を 1 回殴り、髪の毛を手で鷲づかみに引っ張った。これらの暴行により、X₁ は特に怪我を負わなかったが、衣服には引っ張られて抜けた後であるような髪の毛が数本ついていて、X₁ 及びその父親 X₂ は、体罰及びその後の学校の対応が不当であったことを理由として、Y₁ のほか校長、教頭、Y₂、Y₃（都）に対して損害賠償、謝罪文配布等を求めて提訴した。

【判旨】戦後 50 年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。教師による体罰は、生徒・児童に恐怖心を与え、現に存在する問題を潜在化させて解決を困難にするとともに、これによって、わが国の将来を担うべき生徒・児童に対

し、暴力によって問題解決を図ろうとする気質を植え付けることとなる。しかも、Y₁のX₁に対する体罰は、その態様を見てみると、教師と生徒という立場からも、また体力的にも、明らかに優位な立場にある教師による授業時間内の感情に任せた生徒に対する暴行であり、およそ教育というに値しない行為である。

33 福島地判会津若松支判平成9年1月13日判時1630号122頁

【事実の概要】柔道部の夏合宿に参加したY県立高校の2年生Aは、同部の夏合宿に参加し、早朝マラソンを行っていたところ、途中で脱水症状によって道路に倒れこんだため、近くの病院に搬送されたが、急性腎不全によって死亡した。Aの遺族であるXは、顧問教諭Bに指導上の過失があったとして、Yに対し国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた。

【判旨】高校の部活動は、学校教育活動の一環として行われるものであるから、現にその指導を担当する顧問教諭は、本件合宿参加生徒に対し、合宿練習中、生徒の健康状態に留意し、生徒の健康に異常が生じないように注意し、生徒の健康状態に異常を発見した場合は速やかに応急措置を採る等して生徒の健康を損ねさせないように注意すべき義務を負うものであることは言うまでもない。特に本件合宿が高気温の夏期に実施されたものであるから、体調を崩す生徒が生じることは十分予想できることであり、顧問教諭にはより一層の注意義務が課せらるるべきである。5年前の柔道部の夏期合宿において、参加した生徒が脱水症状で倒れ入院したという経験を有するということであるから、暑熱環境下での激しい練習では脱水状態に陥る生徒が生ずる可能性があることは当然に予見できたはずである。

合宿練習中の水分補給については、生徒の母親に黒砂糖湯を用意するように指示しただけで、その量は生徒の母親に任せたまま、自ら、生徒に対し、当該気温湿度、運動の質及び量に応じて必要な水分を補給するように具体的な指導・措置は講じていなかったばかりか、Bが生徒に対し練習中

水分を取らないように指導していたとは言えないにしても、練習中にはできるだけ水分を補給しないように黙示的な指導がなされていたことが窺われ、少なくとも練習中は生徒にとって水分を補給しづらい雰囲気があったことは明らかであり、Bにおいて、生徒の運動内容及び量、休憩の取り方に配慮するとともに、積極的に必要な量の水分・塩分を補給させ、生徒に熱中症等の疾患の原因となる事情を発生させないように注意すべき義務を怠っていたものと言わざるを得ない。その結果、本件合宿に参加していたAをして脱水状態を招来させ、更に、横紋筋融解を発症させ、それに伴う急性腎不全により死亡させるに至ったものである。

34 大阪地判平成9年3月28日判時1634号102頁

【事実の概要】Y₁市立中学校2年在学中の生徒X₁が3日間の連続して欠席いたためその担任教師Y₂がX₁らの自宅に家庭訪問に訪れた際に、X₁の反発的な態度について、「今、何と言ったんや。もう一度言ってみる。」、「謝れ。」などと大声で言いながら、X₁の顔面を叩いたり、X₁の襟首を掴んで揺すったり、謝らせるために頭を手で押さえて下げさせようとしたり、X₁を背後の壁に押しつけたりするなどした。その結果X₁が不登校状態となって学力が低下し希望していた高校に進学できなくなったとして、X₁及びその両親X₂、X₃が、Y₂について不法行為に基づき、Y₁市に対しては国賠法1条1項に基づき慰謝料等を求めた。

【判旨】教員の生徒等に対する懲戒行為としての有形力の行使が、当然に同法の禁止する体罰に該当し、民法上の不法行為にも該当するかどうかはさておき、懲戒の方法としての有形力の行使は、その性質上、生徒等の権利侵害を伴いがちなものであることに加え、そのやり方如何によっては、往々にして当該生徒に屈辱感を与え、いたずらに反抗心を募らせ、所期の教育効果を挙げ得ない場合もあるので、教育的配慮に欠けるところがないよう、対象となる行為の軽重、当該生徒等の心身の発達状況、性格、普段

の行状、懲戒を加えることによって本人が受ける影響等の諸般の事情を考慮の上、慎重に行うべきであり、教育上必要とされる限界を逸脱した懲戒は違法なものというべきであるが、当該有形力の行使が、生徒等の身体に傷害を生じさせるようなものである場合には、それ自体、同条 11 条但書が禁止する違法な体罰であり、民法上の不法行為として評価されるものと解するのが相当である。

これを本件についてみるに、 X_1 が Y_2 の本件行為によって完治に約一週間を要する頸部捻挫の傷害を負ったことは、 Y_2 の本件行為が違法な体罰にあたることは明らかであり、また、本件当時、 X_1 に対する指導について、 Y_2 が本件行為のごとき所為をもって臨まなければ教育的指導ができないような事情が存在したともいうことはできず、以上の事情に照らして考えると、 Y_2 の本件行為は、その動機の如何を問わず、教育上の必要性を欠いた違法なものと解すべきである。

35 神戸地判平成 9 年 5 月 26 日判例地方自治 169 号 56 頁

【事実の概要】全校生徒及び職員が参加していた頭髪の自由化に関する集会において、Y 市立中学校講師 A が、後ろを向いてふざけている生徒に対して、静かにするように注意し、同生徒の前頭部を平手で軽く押すようにして 1 回叩いた行為を目撃していた生徒 X が同教諭に対して恐怖心を抱き、同教諭から指導を受けなければならないことによる精神的苦痛について X 並びにその両親が Y 市に対し、国家賠償法 1 条に基づき、損害賠償請求をした。

【判旨】「本件行為は、騒いでいる生徒を静かにさせるために指導の一環として行われたものであるうえ、その態様も生徒の前頭部を平手で軽く 1 回叩くというものであり、口頭による注意と同視し得るほどの軽度のものであるから、学校教育法 11 条、同施行規則 13 条が禁止する体罰に該当するとは到底言えない」として、X の請求を棄却した。

36 千葉地判平成 10 年 3 月 25 日判時 1666 号 110 頁

【事実の概要】Y₁ 私立高校の 3 年生であった X が、同高校の体育館で行われた学年集会の場において、同高校教員である Y₂ から、横を向いて話を聴いていたとして前へ呼び出されて、頭部・顔面などを殴打されるなどの暴行を受け、次いで首をわしずかみにされて引きずられて体育館の外の廊下に連れ出され、殴打され、突き飛ばされ、床に叩きつけられるなどの暴行により、頭部外傷、頸部挫傷等の傷害を負い、かつ、精神的苦痛を被ったと主張して、Y₁、Y₂ に対して損害賠償を請求した。

【判旨】裁判所は、X に対して十数回にわたり、平手で、その顔面や頭部、両手などを殴打した行為は、暴行というべき違法な加害行為であることは明白であり、これが、たとえ生徒指導の目的をもってなされたとしても、学校教育法 11 条……ただし書により全面的に禁止されている教員の生徒に対する「体罰」に該当することになるから正当化することはできないとした。

さらに、体育館外での暴行の事実はなかったとしたが、X が興奮状態に陥ったのは、Y₂ が本件学年集会の場で X に対し前記違法な加害行為（暴行）をしたことが、直接の原因であり、Y₂ は、生徒指導をする教員の立場として、かつ、X が興奮状態に陥った原因を作った者として、興奮して取り乱している生徒である X に対し、自ら或いは近くに来た担任教員の助力を得て、なだめるとか、取り抑えるとかして、X が負傷しないよう保護する行動・対応を取るべきであったといえる。取り乱した X を振払ったり傍観したりして、X を保護する行動・対応を取らなかったことは、Y₂ において、右具体的状況の下で生徒である X の負傷を防止すべき安全配慮義務を怠った過失があったというべきであるとし、学校法人 Y₁ についても本件教員の行為によって生徒が受けた損害について賠償する責任とした。

37 神戸地判姫路支判平成12年1月31日判時1713号84頁

【事実の概要】Y市立小学校6年生であったAが、教室で運動会のポスター描きについて質問したことにつき担任教諭Bは再度質問したことに腹立たしく感じ「何回同じことをいわすねん」と怒号して、利き腕の左平手でAの頭部を1回、両頬を往復で1回殴打し、これに対しAが同級生に照れ笑いしたのを見て、馬鹿にされたと思い立腹して、「けじめをつけんかい」と怒号しながら、再びAの頭頂部を1回、両頬を往復で1回殴打した。その後、Aは帰宅後、自宅付近の裏山で首をつって自殺した。Aの両親であるXらが、AはB教諭による本件殴打行為が引きがねとなって自殺したものであると主張して、国家賠償法1条1項に基づいてY市に対して損害賠償を求めた。

【判旨】懲戒に値する非違行為がないにもかかわらず教師から懲戒を受けた者は、自らに何らかの非違行為があつて懲戒を受けた者に比較して、懲戒を加えた教師に対する反発・反抗心が強くなりがちである。体件殴打行為は、自らに何らの非違行為がないにもかかわらず、児童が、級友の面前で、担任教師から一方的に、かなり強度の暴行を受けたというものであり、しかも予期に反して暴力を加えられたというものであったことを考慮すれば、Aに大きな精神的衝撃を与えるものであったといえる。

本件殴打行為がなされるに至った経緯、これに対するAの態度・反応にかんがみれば、B教諭において、相応の注意義務を尽くせば、本件殴打行為当時、Aに教育的指導を加えなければならない非違行為のなかったこと、したがって、Aが本件殴打行為を理不尽な暴力と受けとったであろうことを容易に認識し得たというべきである。

B教諭が現に認識していた事情（本件殴打行為がなされるに至った経緯、その態様、これに対するAの態度・反応、B教諭の事後の対応）とB教諭が認識し得た事情（Aに教育的指導を加えなければならない非違行為のなかったこと、Aが本件殴打行為を理不尽な暴力と受けとったである

うこと)を基礎事情として、教師が通常有すべき知識経験を基準にして判断すると、本件殴打行為からAの自殺に至るまでの因果の経過は、加害行為の危険性が現実化していく過程として十分首肯し得るものと認められる、として、Aの自殺による死亡と本件殴打行為との間には相当因果関係を認めた。

38 東京地判平成13年3月23日判例地方自治220号70頁

【事実の概要】公立小学校の1年生であったX₁は、担任教師Y₃より給食を残したことを理由に、コレール皿(耐熱強化ガラス製の皿)でその頭部を1回叩かれた。また後日、教室内にある体操着かけのフックで遊んでいたX₁に対しフックの木ねじ状のとがった部分をその腕に押し当て2日間の傷害を負わされたとして、両親であるX₂、X₃が設置者であるY₁都、Y₂区に対して、国家賠償法にもとづき、さらに校長、教育委員会指導室長、PTA役員らに対しても不法行為に基づく損害賠償および謝罪広告を求めた。

【判旨】コレール皿による殴打については、X₁が給食を残したことに端を発するものであったとしても、給食指導として許される限度を越え、体罰に該当するものというべきであるとした。さらに、フック事件については、「Y₃は、X₁の行為が危険なものであることを指導する目的で本件フックを腕に当てたものではあるが、その態様は、本件フックの木ねじ状のとがった部分を当てるという危険なもので、傷害の結果が生じることは容易に予見することができる行為であったものというべきである。右態様や児童の供述の状況からみて、Y₃は、単に気持ち悪さを体感させるというにとどまらず、痛みを体感させる目的で本件フックを当てたものと考えざるをえない(仮に金属の気持ち悪さを体感させる目的で本件フックを押し当てたのだとすれば、より安全な部分に触れさせることなどによってもその目的は達成できたはずである。)

そうすると、Y₃の右行為は、体罰ととられかねないような不適切な指導であったというべきである。そして、その指導の結果、X₁に傷害を負わせたものであるから不法行為に当たるといふべきである」として、Y₁、Y₂の責任を認めた。

39) さいたま地判平成 16 年 4 月 16 日【TKC 文献番号】28092254

【事実の概要】Y₁ 市立小学校 5 年生であった X は、給食の配膳準備中であつた教室において、X が給食当番でなかつたにもかかわらず、給食当番の仕事を手伝つたことに関して、他の児童らと口論になり、X は興奮して、教室の壁を蹴つたりし始めた。これを見ていた児童らのうち 5、6 名が、職員室に在室していた担任教諭の Y₂ を呼びに行き、Y₂ が急いで教室に来て見ると、X は、教室内で「殺してやる、みんな死んじまへ」などと怒鳴り、興奮状態にあつた。そこで、Y₂ は、まずはその状態を落ち着かせようと考え、X を含む児童らに、自分の席に着くよう指示した。X は、Y₂ の指示を受け、自分の席に戻り、机に突っ伏して嗚咽した。Y₂ は、他の児童に対して、X に給食を配膳するよう指示し、その児童が給食をお盆にのせて X の机に置くと、X は、それを手で払いのけるような動作をし、その際、手が給食の食器に当たり、汁が多少こぼれた。これを見ていた Y₂ は、X を落ち着かせようとして、X に近づき、後方から手で X の両肩を押さえようとしたところ、X は、その手を払いのけた。Y₂ は、X のこのような態度に怒りを覚え、X の襟首を掴み、教室前方へ約 2 メートル引きずり、配膳台付近に X を押し倒した。この間、X は、Y₂ から逃れようとして、もがくなどした。押し倒された X は、Y₂ に対し、「教師がそんなことをしていいのかよ。おれは我慢しているんだ。やるのか。」というような挑発的な発言をした。これを聞いた Y₂ は激高し、X の腹部等を 3 回程足蹴にする暴行を加えた。X は、暴行により口角裂傷及び腹部打撲傷等の傷害を負い、さらに、心的外傷後ストレス障害（「PTSD」）

に罹患したと主張して、Y₂ に対しては不法行為、Y₃ 県に対しては国家賠償法 3 条 1 項、Y₁ 市に対しては同法 1 条 1 項に基づき、損害の賠償を求めた。

【判旨】「小学校 5 年生の児童であった X に対し、その学級担任教諭であった Y₂ が、X が取立てて暴れたり、暴力を振るったわけではないのに、一方的に暴行を加えたというものであり、その態様は悪質である。また、Y₂ は、本件暴行事件の直後に、X の両親にその説明することをせず、平成 9 年 7 月 3 日に X の母から連絡帳で求められて、初めて説明をしたものであり、本件暴行事件後の対応も誠実さに欠けるものといわざるを得ない。」として Y₁、Y₃ の責任を認めた。

他方、PTSD については、「本件暴行事件による X の傷害自体は、さほど重篤といえるものではなく、また、本件暴行事件によって X が PTSD に罹患した事実を認めることもできないから、本件暴行事件によって重大な結果が生じたとまでいうことはできない。」として認めなかった。

40 千葉地判平成 16 年 4 月 28 日判時 1860 号 92 頁

【事実の概要】Y₂ 市立小学校の担任教諭 Y₁ が、授業中話しかけてくる X₁ に対して苦情を申し立てた生徒に対して「X₁ を 1 発ひっぱたいてともいい」という暴力容認的な言動により触発させて、X₁ に対し集団暴行を加えさせるなどの事件を誘発し、その後、校長、市教委、県教委が同事件について適切な対応をとらなかったとして、X₁ 及びその両親である X₂ らが、Y₁ 及び同校の校長 Y₂ らに対し不法行為に基づく損害賠償を、Y₂ 市に対し国家賠償法 1 条 1 項または債務不履行に基づく損害賠償を、Y₃ 県に対して国家賠償法 3 条 1 項に基づく損害賠償を求めた。

【判旨】担当教諭が、被害児を押さえつけ、児童に被害児をたたかせた行為及び児童らに対し暴力を容認する発言をしたことにより、ピンタ事件及び集団暴行事件を誘発した行為は、安全配慮義務に違反する行為であり、

不法行為が成立するとして、担当教諭の行為に基づく Y_2 、 Y_3 に対する国家賠償請求を認め、 X_1 については慰謝料 100 万円を認め、さらに両親についても「 X_1 が不登校になり、死にたいなどと言い続け、全然眠れなくなるなど極めてつらい状況にさらされているのを目の当たりにして、自らも重大な精神上的苦痛を受けた」としてそれぞれ慰謝料 10 万円を認めた。

また、「小学校の校長は、学校の代表者として、いじめ、暴力、犯罪、事故等校内における事件や事故を未然に防止すべき義務があるのみならず、これらの事故が一度発生した場合には、事実関係を調査した上、必要に応じ、児童の保護者らに対し、その調査結果を報告するなどの措置を採る義務があるというべきである」とする一方で、校長、市教委、県教委の事後措置に不適切な点はなかったとした。

41 神戸地判平成 17 年 11 月 11 日判時 1918 号 48 頁

【事実の概要】Y 県立聾唖学校中等部の生徒である X が、学校の体育大会の練習中に、リレー走者として参加し、担任 B が X をスタート地点まで進ませようとしたところ、X が座ったまま立ち上がろうとせず、頭を左右に振って立ち上がることを拒否したため、B は嫌がる泣き叫ぶ X を無理やりスタート地点に連れて行く際に、X の態度に腹を立て、左手で X の顔面及び胸部を数回殴りつけ、X の左前額部打撲等の傷害を受けたとして、X、その両親、兄及び姉が、Y に対し、損害賠償を求めた。

【判旨】Y は、本件暴行を「体罰」という言葉で表現しているが、教諭は腹立ちまぎれに X を殴りつけたこと、X は精神発達が 2、3 歳の幼児程度にとどまるダウン症児であることからすれば、本件暴行は何らの教育的意図もなく行なわれ、何らの教育的効果も期待できないものであり、本件暴行は、いわゆる「体罰」とは異なり、単なる暴力行為というほかない違法性の強い行為であるとして、X の請求を認容した。

42 東京高判平成 17 年 12 月 22 日判タ 1237 号 285 頁

【事案の概要】Y 市が設置する市立中学校に通う、生徒 X₁（弟）と X₂（姉）及びその父親 X₃ が Y 市に対して国賠法 1 条 1 項に基づき損害賠償を請求したものである。X₂ については、A 中学校剣道部の部活動中、X₂ が剣道場において友人と話をしていたところ、C 教諭が背後から、X₂ が痛みを感じる程度の強さで、稽古着、垂れを着用した上からその左腰辺りを 1 回蹴った。その後、X₂ は、痛みが消えないので間もなく下校し、整形外科へ赴き診療を受けたことに対して慰謝料を Y に求めた。なお、X₁ については学校内でのいじめに関する申立てであったが、裁判所は Y に危険を予見し又は予見することが可能であったとはいえないとして請求を棄却した。

【判旨】「部活の練習中に無駄話をしたことに対する注意あるいは体罰として蹴ることは一般論としてはあり得ることであるが、……C 教諭が蹴ったのは体罰あるいは注意の手段としてではなく」、「X₂ の冗談に突っ込みを入れる気持、親しみを込める気持であったとしても、教師が生徒を背後から突然痛みを感じるような強さで蹴りつけることは違法な有形力の行使である暴行に該当するというべきである」として、Y 市に対して X が被った損害を賠償する責任を負うというべきであるとした。

43 岡山地倉敷支判平成 19 年 3 月 23 日 裁判所ウェブサイト

【事実の概要】私立高校の野球部監督であった Y が、野球部員間の暴行事件の懲戒等のため体罰に該当する暴行を野球部員に加え、さらに野球部員に全裸の状態でのランニングを強要したとして暴行罪、強要罪に問われた。

【判旨】Y の暴行について、裁判所は「教育従事者は、必要があると認める時には、生徒に懲戒を加えることができるのであって、その限りで、不利益な処分を生徒に強制しても違法とはいえず、身体に対する有形力の

行使も懲戒権の行使の相当な範囲内として許容される場合があり、懲戒を受ける生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、懲戒の場所及び時間、懲戒の態様等の諸事情を総合的に考慮し、個別具体的に判断する必要がある。」とした上で、本件暴行行為が、生活指導の一環として、説諭しながら軽くたたいたという軽度のものといえないことは明白であるし、有形力の行使につき、いたずらに感情に走らないよう教育者として抑制に配慮したものでなく、態様自体において教育的活動としての節度を有しているものでなく、また、行為の程度として、いわば身体的説諭や訓戒、叱責として口頭でのそれと同一視してよい程度の軽微な暴行でもないから、たとえ生徒指導の目的をもってしても、体罰に該当する違法な懲戒であることは明らかであり、学校教育法 11 条の懲戒行為の範囲内にあるとは認められないとした。

全裸の状態ですら屋外をランニングさせる行為は、生徒に嫌悪感を覚えさせ、その尊厳をいたずらに軽んじるものであって、上記暴行と同様、教育従事者を信頼して指導をゆだねた父母らからの賛同を到底得られないものであり、およそ社会的に許される気分転換・リフレッシュとはいえ、裸体を周囲にさらす迷惑行為を生徒に強いるもので、まことに芳しくない。本件強要は、直接の明示的な脅迫によるものではないが、従前からの暴行等により畏怖する生徒らを暗に脅迫し、強制したというべきであって、その犯情は決して軽いものではない。

44 さいたま地判平成 20 年 7 月 30 日【TKC 文献番号】28142029

【事実の概要】Y 県立高校の 3 年生であった X の 2 男 A が、中間考査中にした行為に関して同校の教諭らから事情を聴かれた後死亡したことに ついて、X が、高校の設置者である Y に対し、教諭らに生徒に対する安全配慮義務違反があると主張して、損害賠償を請求した。

【判旨】本件のような不正行為に関する事実確認は、懲戒そのものではな

いが、事実確認の結果如何では、生徒に対する懲戒にも繋がる可能性のある行為の1つであるから、生徒に対する指導の一環として教師に認められた権限の範囲内の行為であるというべきである。もっとも、他方において、かかる生徒に対する指導は、生徒の権利侵害を伴うことも少なくはないから、教育的効果と生徒の被るべき権利侵害の程度とを比較衡量し、生徒の性格、行動、心身の発達状況、不正行為の内容、程度等諸般の事情を考慮し、それによる教育的効果を期待しうる合理的な範囲のものと認められる限りにおいて正当な指導の一環として許容されるべきであり、その範囲を超えた場合には、指導としての範囲を超えた違法なものとなり、教師が生徒に対して負う上記安全配慮義務に違反するというべきである。

以上によれば、本件事実確認の対象となったAの非違行為の内容は決して軽度なものとはいえないところ、その上で、本件事実確認実施に際し、教諭らが選択した場所、時間等は適切であり、その方法においても、事実確認の開始から終了に至るまで、威圧的ないし執拗にAを追及するものではなく、むしろAの意見を尊重しながら慎重に行われたものといえ、そのため、かえって長時間を要したとさえいえるものである。確かに、教師と生徒の間には、その立場の違いから潜在的に権力的関係が存在し、また、一般的に高校生が思春期の多感な時期にあることを考慮すると、5人の教諭が同時に立ち会ったことや、Aに休憩を全くとらせなかったことについては、結果としてみれば、配慮すべき余地がないとはいえないものの、上記のごとく、本件の非違行為が軽度とはいえないことからすると、自己の行為について認識し、考えることもまた、成長過程にある生徒にとって必要なことであり、本件事実確認が、教師の生徒に対する指導の一環として、合理的範囲を逸脱した違法なものということではできず、教諭らにAに対する安全配慮義務違反は認められない。

45 横浜地判平成 20 年 11 月 12 日季刊刑事弁護 59 号 207 頁

【事案の概要】県立高校の非常勤の技能職員として校舎内の清掃や修繕、給食時に食堂を利用する生徒の指導にあっていた Y が、食堂において食器の後片付けの規則を無視する生徒に対し、注意を無視して食堂から出ようとするのを押し戻そうとしてその頸部をつかんで押し付ける暴行を加え、同人に頸部挫傷の傷害を負わせたとして起訴された。

【判旨】有形力の行使の許否、許される程度等については、当事者の地位・関係、有形力の行使の動機・目的、態様、結果等を総合し、有形力の行使が生徒に与える悪影響等をも十分考慮し、その行為がされた当時の状況下において、社会の健全な常識に照らして許容される範囲内の行為であるか否かを個別に判断するほかはない。

Y は、外形的にも給食の食器の片付けという生徒に対する生活指導の一環として有形力を行使したもので、主に、注意も聞かず食器を片付けずに立ち去ろうとする生徒をテーブルの方に押し戻すという目的で行ったものと認められ、その態様をみても、屈んでいる B の頸部辺りを押し立て、前胸部から首の付け根辺りを押ししたりしたという程度のものであり、通常、傷害が発生するような激しい力を加えたとも認められない。もとより、それは B の規律違反行為に対する懲戒、制裁として行ったものでもないから、学校教育法 11 条ただし書にいう「体罰」にも該当しない行為である。

本件で認定することのできる Y のした有形力の行使は、形式的には暴行に該当するものではあるが、学校のルールを守らず自分勝手な行動をする B に対する生活指導の一環としてされた行為であって、その目的、態様、結果、相手方のそれまでの対応等に照らし、刑法 35 条にいう正当な業務行為の範囲を逸脱したものとはいえず、違法性が阻却されるものと解するのが相当である。

46 最判平成 21 年 4 月 28 日民集 63 卷 4 号 904 頁

【事実の概要】X は、Y 市小学校の 2 年生の男子であり、A は、Y 小学校の教員であったが 3 年生のクラスの担任をしており、A と X は面識がなかった。A は、4 時限目終了後の休み時間に、本件小学校の校舎 1 階の廊下で、コンピューターをしたいとだだをこねる 3 年生の男子をしゃがんでなだめていた。同所を通り掛かった X は、A の背中に覆いかぶさるようにして肩をもんだ。A が離れるように言っても、X は肩をもむのをやめなかったので、A は、上半身をひねり、右手で X を振りほどいた。そこに 6 年生の女子数人が通り掛かったところ、X は、同級生の男子 1 名と共に、じゃれつくように同人らを蹴り始めた。A は、これを制止し、このようなことをしてはいけないと注意した。その後、A が職員室へ向かおうとしたところ、X は、後ろから A のでん部付近を 2 回蹴って逃げ出した。A は、これに立腹して X を追い掛けて捕まえ、X の胸元の洋服を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った。その後、X は、同日午後 10 時ころ、自宅で大声で泣き始め、母親に対し、「眼鏡の先生から暴力をされた。」と訴えた。X には、夜中に泣き叫び、食欲が低下するなどの症状が現れ、通学にも支障を生ずるようになり、病院に通院して治療を受けるなどしたため、X は Y に対して国家賠償法 1 条に基づき損害賠償を請求した。

原審は、胸元をつかむという行為は、けんか闘争の際にしばしば見られる不穏当な行為であり、X を捕まえるためであれば、手をつかむなど、より穏当な方法によることも可能であったはずであること、X の年齢、X と A の身長差及び両名にそれまで面識がなかったことなどに照らし、X の被った恐怖心は相当なものであったと推認されること等を総合すれば、本件行為は、社会通念に照らし教育的指導の範囲を逸脱するものであり、学校教育法 11 条ただし書により全面的に禁止されている体罰に該当し、違法であると判断して、X の慰謝料を認める判断を下した。

【判旨】Aの本件行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るというXの一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないようにXを指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰としてXに肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。Aは、自分自身もXによる悪ふざけの対象となったことに立腹して本件行為を行っており、本件行為にやや穏当を欠くところがなかったとはいえないとしても、本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。したがって、Aのした本件行為に違法性は認められない、と判示した。

47 福岡地判小倉支判平成21年10月1日判時2067号81頁

【事実の概要】Y市が設置・管理する小学校に通っていた5年生Aは他の児童らと新聞紙を棒状に丸めたもので遊んでいたところ、聴覚障害を持つ女子児童Bに当たり、泣かせてしまった。Bは友人の女子児童に伴われ、職員室に行き、担任であるC教諭にそのことを告げた。Cは、Aのもとに行き、「謝りなさい。」としかったが、Aが「謝ったっちゃ。」と言って反発したため、両者は大声で言い争いになった。C教諭は、いすに座っているAの胸ぐらを両手でつかみ、Aの身体をゆすったため、Aはこれに抵抗し、いすから床に倒れ落ちた。Aが「帰る。」と言うと、C教諭は「勝手に帰んなさい。」と大声で言い返し、教室前方の黒板の方に向かった。

Aは、教室後方の出入口に向かって走り、出入口付近に置いてあった、水が半分程度入った500mlのペットボトルをC教諭に向かって投げつけた。同ペットボトルは、C教諭の近くの壁に当たった。Aは、教室を飛び出していったが、C教諭は、Aを追いかけることなく、ホームルームを始めた。数分後、Aは後方の出入口から教室に入ってきた。すると、C教諭は、

「何で戻ってきたんね。」と怒鳴り、Aは、自分の席にあったランドセルを取って、再び教室を飛び出していった。その後、帰宅したAの母親Xが帰宅してAが自宅で自殺しているのを発見した。Aの両親Xらは、Aは担任教諭の違法な体罰が原因で死亡したと主張し、Yに対して国家賠償法1条に基づき損害賠償を請求した。

【判旨】C教諭による本件懲戒行為が、非常に感情的に行われていることや、胸ぐらを両手でつかんでゆするという行為の態様、上記転倒の結果やその後のC教諭の対応等を考慮すると、本件懲戒行為（とりわけC教諭がAの胸ぐらを両手でつかんでゆすった行為）は、社会通念に照らして許容される範囲を逸脱した有形力の行使であり、学校教育法11条ただし書により禁止されている「体罰」に該当する違法行為というべきである。

また、本件事後行為の内容をみても、C教諭は、Aが水の入ったペットボトルをC教諭に向かって投げつけ、教室を飛び出していったにもかかわらず、そのままAを放置してホームルームを開始し、数分後、ランドセルを取りにいったん戻ってきたAに対し、「何で戻ってきたんね。」と怒鳴りつけている。Aの上記行為（とりわけペットボトルを投げつけた行為）は、本件懲戒行為により、Aが精神的に激しく動揺していたことを顕著に示すものであり、このまま放置することに一定の危惧を覚えてしめるべき状況であったにもかかわらず、そのような状況下にあるAに対し、「何で戻ってきたんね。」と怒鳴りつけたことは、Aに対し、徒に精神的苦痛を与えるものでしかありえず、自殺を含めたAの衝動的行動を誘発しかねない危険性を有するものであって、かかる言動は、教員に許容される懲戒権の範囲を明らかに逸脱したものとして、違法行為であるといわざるを得ない。

C教諭による上記一連の本件懲戒行為及び本件事後行為は、Y市の公務員であるC教諭が、その職務を行うについて行ったものであるから、Y市は、国家賠償法1条1項に基づき、C教諭の上記行為によりXらが被っ

た損害を賠償する義務がある。

Aの自殺については、「本件懲戒行為及び本件事後行為を直接的な原因とするものであるとはいえ、上記各行為の態様や、当時Aが置かれていた状況等を考慮すると、Aの自殺が必然的なものであったとまではいえず、Aが自殺したことには、Aの心因的要因が相当程度寄与していると考えられる。すなわち、Aは、教員に反発したり、教室を飛び出したりする等、衝動的な行動に陥りやすい児童であったことが認められ、このようなAの心因的要因も、自殺という極端な行動につながってしまった原因のひとつと考えられる」としながらも、「Aの上記心因的要因については、C教諭においても、1年間の指導を通じて十分に認識していた事情である。また、Aは、本件懲戒行為の後、水の入ったペットボトルをC教諭に向かって投げつけ、教室を飛び出しているのであって、Aが精神的に激しく動揺していることは、外部的に明らかなことであった。このことは、Aの同級生の多くが、ふだんと違うAの様子を心配し、C教諭がAを追いかけないのが不思議であったとの印象を本件ノートに書き込んでいることから明らかである」として因果関係を認めた。

48 大阪高判判決平成21年6月25日49【LLI判例番号】L06420394

【事実の概要】Y₂市立小学校に在籍する児童Xが、その担任教師Yより右頬をつねられ、線状癍痕を残す傷害を負い、また、Yの暴言のために精神的苦痛を被ったとして、Y₁に対しては民法709条に基づき、Y₂市に対し国家賠償法1条1項に基づき慰謝料を求めた。

【判旨】本件において認められるY₁がXの右頬をつねった行為については、Xに対する有形力の行使に当たる。しかしながら、前記のとおり、Xには以前から授業中の私語や立ち歩きなどがあってその言動に特に教育的指導を要する状態であり、Y₁もその指導に苦慮していたところ、当日は、XとAの殴り合い蹴り合いのけんかを止めるため、Xから蹴られ、悪態

をつかれながらも何とか両者を引き離し、引き続いてけんかの原因を確認している最中にも、なおも興奮してY₁に暴言を吐くXに対し、この口が悪いなどとしてなされた行為であって、Y₁は、けんか相手がいなくなってもまだ興奮した状態で暴言を吐き続けるXに対し、興奮を収めさせ、その言動を制止するという指導目的から、本件つねり行為を行ったものと認められる。Y₁は、これまでもXの問題行動への対応に苦慮しており、さらに自分も蹴られたり暴言を吐かれたりしていたことから、かかる行為を行ったものであることがうかがわれ、本件行為は些か穏当を欠くものであったといわざるを得ないが、その目的が上記のとおりであることは否定されないというべきである。また、前記のとおり、本件つねり行為の様子は、51歳の女性教員が、興奮して暴言を吐き続ける小学校6年の活発な男子児童に対し、利き腕でない左手の親指と人差し指で右頬を1、2秒つねるといったものであり、到底爪を立てるなど傷害を負わせるような態様であったとは認められない。その結果についても、Xが何らかの傷害を負ったとは認められず、また、Xも、つねられたことを直ちに両親に訴えることもなく、両親に言うまでの約1か月間、それまでと変わらず通学し、学校での態度も、それまでと変わらないものであったことが認められる。そうすると、Y₁の本件つねり行為については、児童に対する有形力の行使ではあるが、上記のようなその目的、態様、継続時間のほか、両者の関係、背景やその後の影響等からすると、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書にいう体罰に該当するものではないというべきである。

49 高松地判判決平成23年1月17日【LLI判例番号】L06650010

【事実の概要】Y市立中学校の保健体育教諭Bが、中学1年生Xに対し、保健体育の授業中にXがその右隣の友人と私語をし、何度注意しても指導に従わず、口頭での指導だけでは無理であるなどと考え、毅然とした対

応が必要であると考え、B教諭は、「喋るなどと言っただろう」「分かんのか」などと言いながら、あぐらをかいて座っていたXの下へ一直線に駆け寄り、Xの左頬付近を、右足で1回蹴り、Xをその右斜め後方に転倒させた。転倒したXをその胸倉を片手で掴んで立たせ、そのまま生徒の列から引き出し、武道場のうち、剣道場と柔道場の境目付近まで移動させた後、柔道の大腰若しくは払い腰のような技をかけ、Xの体を右腰に乗せ、柔道場の畳の上に2回投げた。なお、B教諭は柔道初段の資格を有していた。Xは急性ストレス障害に罹患し、精神的苦痛を被ったとして、中学校の設置主体であるY市に対し、国家賠償法1条1項による慰謝料などを求めた。

【判旨】本件では、Bは否認していたが、裁判所は、Bの暴行の事実を認め、「教師として毅然とした対応をとるという動機があったとしても、わざわざ、Xの顔面を蹴る必要はなく、これは、注意を聞き入れないXに対する腹立ちもあっての行為であるといわざるを得ない。そして、Xに柔道の技をかけて投げるといふ行為についても、当時、身長146ないし148センチメートル程度と小柄であったXに対し、柔道初段の資格を持つB教師が予告なく行ったものであり、Xの恐怖心は相当なものであったと窺われるし、続けざまに2回も投げる必要はまるで認められない。また、Xに対し、さらなる指導が必要であると考えたならば、授業終了後に別室で注意を与えるという方法もとれたはずである。

以上、有形力行使の目的、態様、継続時間等から判断すると、B教諭の行為は、教師が生徒に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱し、学校教育法11条ただし書により全面的に禁止されている教員の生徒に対する「体罰」に該当すると認められる。」として、B教諭が、武道場で、Xの顔面を蹴り、2回投げるといふ暴行のみを認め、その部分の慰謝料請求を認めたが、Bの暴行から3ヶ月が経過したとして、暴行と急性ストレス障害との相当因果関係を否定した。

50 鹿児島地判判決平成 24 年 1 月 12 日【LLI 判例番号】L 06750007

【事実の概要】Y₂ 学園の運営する高校サッカー部に所属していた X が、教員で同サッカー部の部長であった Y₁ から腹や胸の辺りを 5、6 回蹴りつけたこと等の行為等により、体罰やいじめ等の不法行為を受けたなどと主張し、Y₁ 及び Y₂、さらにサッカー部監督 Y₃ に対して慰謝料を求めた。

【判旨】X は、グラウンドから寮まで走って帰るように命じたところ、1 年生部員の何人が寮に帰ることなく寄り道をしていたことから、サッカー部の 1 年生のキャプテンであった Y₁ を呼び出し、腹や胸の辺りを 5、6 回蹴りつけたこと、練習中において X を含めた 1 年生部員全体にミスが目立っていたため、Y₁ は、X に対し、「お前がいるとチームの雰囲気が悪くなる」などと言って練習から外れてグラウンドから出るように命じた。しかし、X が Y₁ の指示に従わなかったことから、Y₁ は、X をグラウンドの外に連れ出し、X に対してお菓子を投げつけるとともに、X の下半身を 10 回以上蹴りつけた等主張したが、裁判所は、X に対していじめ等の精神的加虐行為を繰り返したとの事実を認める証拠はないが、X の腹や胸の辺りを 5、6 回蹴りつけたこと等の行為は、学校教育法によって禁止されている「体罰」に該当し、故意による不法行為に該当するとして、慰謝料の支払を命じた。

Y₁ によるいじめについて、「福岡から鹿児島まで『ペンを取りに帰れ』と命じたこと Y₁ の指示によって結果的に X が鹿児島まで帰っており、また、Y₁ が自ら X を引き止めていないことからすれば、かかる Y₁ の行為は、教員として不適切な行為であったといわざるを得ない。としながらも、裁判所は、「Y₁ が本件不法行為を行ったことについては、1 年生部員の練習態度が悪かったり、サッカーノートが提出されなかったりといった何らかの理由があったと認められる。そして、X がサッカー部 1 年生のキャプテンであったこと等の事情を総合考慮すれば、Y₁ の本件不法行為が許さ

れないものであることはいうまでもないが、X に対するいじめであるとまでは評価できず、また、Y₁ が X に対していじめ等の精神的加虐行為を繰り返したとの事実を認めるに足りる証拠はない」としていじめについては認めなかった。

また、X はサッカー部監督 Y₃ の責任も追及したが、裁判所は、Y₁ の本件不法行為について、これらを防止すべき義務を具体的に負っていたとの事実を認めることはできないとして Y₁ の不法行為に対する監督の防止義務は認めなかった。

51 前橋地判平成 24 年 2 月 17 日判時 2192 号 86 頁

【事案の概要】X は、Y が設置する C 高校に在学中、バレー部に所属していたが、同部の顧問である B から、竹刀で叩くなどの暴行や、侮蔑的な発言を受けたため、神経性食思不振症に罹患し、入院治療を受けたほか、高校に登校できなくなり、転校を余儀なくされたとして、Y 県に対しては、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、B に対しては、民法 709 条に基づき、連帯して慰謝料等の支払を求めた。

【判旨】本件暴行のいずれの際においても、X には、懲戒事由に該当するような行為があったとは認めることができないこと、B 自身も気合を入れるためなどの目的で行ったと述べていることに照らすと、本件暴行は、懲戒としてではなく、本件バレー部の部活動の指導の一環として行われたということができる。

そして、B としては、本件バレー部部員に対し、気合を入れる、緊張感をもたせるなどの気持ちで、部活動の指導の一環として行ったものであっても、教師が生徒を平手又は竹刀を用いて頭やみぞおち等の身体枢要部を複数回にわたり叩くことは、違法な有形力の行使である暴行に該当するといふべきである。」として、Y 県の損害賠償責任を認めた。

52 大津地裁判決平成 25 年 5 月 14 日判時 2199 号 68 頁

【事実の概要】Y₁ 町の設置する中学校の柔道部に所属していた A が、同部の練習中、頭部を負傷し、急性硬膜下血腫により死亡したことについて、柔道部の顧問であった Y₂ 及び中学校の学校長には安全配慮義務を怠った過失があると主張して、A の父親 X が亡 A の有する賠償請求権を相続するとともに、固有の精神的損害等を被ったとして、Y₁ に対しては、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、Y₂ に対しては、民法 709 条に基づき、連帯して損害賠償等の支払を求めた。

【判旨】技能を競い合う格闘技である柔道には、本来的に一定の危険が内在しているから、課外のクラブ活動としての柔道の指導、特に、心身共に未発達な中学校の生徒に対する柔道の指導にあっては、その指導に当たる者は、柔道の試合又は練習によって生ずるおそれのある危険から生徒を保護するために、常に安全面に十分な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負うものというべきである。

A には 15 本目の乱取り練習の終了後、水分補給を指示されたにもかかわらず水分補給用の水筒があった武道場の中央ではなく壁側に歩いて行こうとするという、通常であれば取らない行動がみられ、これを認めた Y₂……において、同時点で、A に意識障害が生じている可能性を認識し得たものと認められる。したがって、Y₂ は、15 本目の乱取り練習の終了後の水分補給時における上記 A の行動を認識した時点で、A の頭部に損傷が生じた可能性を予見し、直ちに A の練習を中止させ、医療機関を受診するなどの指示をすべきであった。しかし、Y₂ は、A に練習の中止を指示しないまま乱取り練習を続けさせたのであって、少なくとも、部員の健康状態を常に監視し、部員の健康状態に異常が生じないように配慮し、部員に何らかの異常を発見した場合には、その状態を確認し、必要に応じて医療機関への受診を指示し又は搬送を手配すべき義務があるところ、これを怠った過失があったものと認められる、として Y₁ 町に対する責任は認めたと、

Y₂ 個人に対する請求は棄却した。

53 福岡地判判決平成 25 年 9 月 19 日【判例番号】L 06850508

【事実の概要】Y 市立小学校の担任教諭 A は、廊下を走った当時 5 年生だった児童 X₁ らに理由をただしたが、反抗的態度を取ったと考えて腹を立て、X₁ の顔面左右を平手でたたき、両耳の鼓膜を破る怪我をさせ、その後、めまいや耳鳴りの後遺障害も残っているとして、X₁ とその母親 X₂ が Y 市に対し、損害賠償を求めた。

【判旨】本件暴行は、A が、右の手のひらで X₁ の左顔面を 1 回叩いた後、左手のひらで X₁ の右顔面を 1 回叩くという態様のもので、X₁ の両耳鼓膜に穿孔を生じさせる結果をもたらすほどの、相応の物理力を有するものであった。また、本件暴行の動機や経緯は、小学校教師である A が、担当クラスの児童であった X₁ が学校の廊下を走っているのを目撃し、X₁ にその理由を聞いたところ、応答の際における X₁ の言動に立腹したことによるものであるが、教員が児童、生徒及び学生に対し体罰を加えることは法律上禁止されており、また、本件において、X₁ が A や他の児童に対して暴行等の危険な行為に及ぶ状況にあったものとは認められず、A が X₁ の顔面を平手で叩く必要があったものとは考えられない。

54 大阪地判判決平成 25 年 9 月 26 日【判例番号】L 06850556

【事実の概要】大阪の高校教諭でバスケットボール部の顧問である Y が、部活動の指導に際し、同部キャプテン A (当時 17 歳) に対して平手で顔面や頭部を強く殴打する暴行 (いわゆるビンタ) を繰り返し加え、傷害を負わせるなどしたため A は自殺した。Y は暴行・傷害罪に問われた。

【判旨】A は、肉体的な苦痛に加え、相当な精神的な苦痛を被っており、これは A の自殺及び被害者作成の書面からも明らかである。A は、罰を受けるようなことは何らしておらず、要するに Y が満足するプレーをし

なかったという理由で暴行を加えられたのであって、このような暴行は、被害者が書き残したように理不尽というほかない。また、Yは、本件以前に、同僚の教師が体罰等で懲戒処分を受けたり、自己の体罰ないし暴力的指導について父母から苦情を受けたりするなど、自己の指導方法を顧みる機会があったにもかかわらず、効果的で許される指導方法であると妄信して、体罰ないし暴力的指導を続けてきた。裁判所は、Yは懲戒免職や実名報道等の社会的制裁を受けているなどとして、懲役1年、執行猶予3年を言い渡した。

55 大阪地判堺支判平成26年7月10日TKC25504467

【事実の概要】Y市立小学校に通っていた小学5年生のXが、体育の授業中、三角座りをして消しゴムを上を放り投げる遊びをし、D教諭が注意しても止めなかった。そのような中、Xは、つかみ損ねた消しゴムが前に転がっていったため、四つん這いの体勢で消しゴムを拾い、元の場所に戻って三角座りをし直した。その直後、D教諭は、Xの左肩から左側上腕のあたりを、左足で踏みつけるようにして蹴ったとして傷害（骨折）並びに、D教諭をY小学校から排除しなかったために就学の機会を奪われたこと等を理由に精神的損害を被ったと主張して、Yに対し、国家賠償法1条1項に基づき損害賠償を請求した。

【判旨】裁判所は、Xの傷害についてはその骨折が約1ヵ月後に発見され、その間、Xが通常通り体育の授業を受けていたこと、またXの母親が事件から20日後に病院に診察に行ったことなどから、D教諭の行為がX骨折の原因とは考えられないと判断した。またDによる体罰の有無について、「D教諭は、Xが遊び道具にしていた消しゴムを足ではじき飛ばそうとただけで、わざとXの身体に足を当てたわけでない。また、D教諭がXに向けて左足を上げたのは、消しゴムで遊んで授業の説明を聞かないXに、授業をまじめに受けさせようとしたためである。しかも、D

教諭の足がXの体に当たったといっても、その程度はごく軽いものであった。それによりXが負傷したとの事情も認められない。」として、その目的及び態様等から判断して、教育的指導の範囲を逸脱した体罰に当たるとは認められないと判断した。

裁判例一覧表

裁判事例	生徒の学年 教諭 体罰の原因 体罰の態様	判決要旨 結果（慰謝料額等）
<p>1 大阪高判 昭和30年5月16日 高刑集8巻4号545 頁</p>	<p>小学6年生右 担任教諭 授業中に遊んでいた。 手拳で1回ずつ殴打した。</p>	<p>殴打のような暴行行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としてでも、その理由によって犯罪の成立上違法性を阻却しないとして暴行罪の成立を認めた。 教諭側の控訴棄却</p>
<p>2 旭川地判 昭和32年7月27日 判時125号28頁</p>	<p>中学生 担当教諭 教室から逃げ出した。 生徒の追跡・連れ戻し行為によって生徒に精神的興奮（ヒステリー小発作）を起こさせ失神状態を招いた。</p>	<p>学校教師として、正当の業務によるものである。 棄却</p>
<p>3 東京地判 昭和33年5月28日 判時159号50頁</p>	<p>中学3年生 隣のクラスの担任教諭 授業が終わり、明日のテストに関する訓告中に他のクラスの生徒による妨害行為 顔面を手拳で5回位殴打して、硬脳膜下出血及び蜘蛛網膜下腔出血の傷害を与え、死亡させた。</p>	<p>「暴行」と認め、傷害致死罪の成立を認めた。 懲役3年</p>
<p>4 横浜地横須賀支判 昭和34年11月20日 家月12巻12号131頁</p>	<p>複数の中学生 中学教諭 非行少年の指導（ヤクザ社会の仁義を教える） 非行少年に対し暴行し、</p>	<p>学校教育法11条等の規定の精神を無視し、これに違背する暴行等の所為と判断。 暴行罪懲役4月、執行猶予2年</p>

	ボスの存在となる。	
5 福岡地飯塚 支判 昭和34年10月9日 下民集10巻10号 2121頁	中学3年生 複数の教諭 盗難事件 自白を強要され、踏む、 蹴る、殴る等の暴行を受け て約二時間にわたり取調べ られた。	「暴行」として損害賠償を 認める。 慰謝料 3 万円
6 横浜地判 昭和35年8月25日 下民集11巻8号 1785頁	高校1年生 書道講師 生徒間の口論 相撲の手による投げ飛ば しによる左腰部の強打によ る入院（医療過誤により身 体障害となる）。	使用者責任を認める 慰謝料 30 万円
7 福岡地飯塚 支判 昭和45年8月12日 判時613号30頁	高校3年生 複数教諭 授業中の私語 複数の教員による叱責と 殴打（翌朝自殺）	本件懲戒行為は、単に教育 的效果を期待しえない不適当 な訓戒の方法であるというに とどまらず、生徒の身体的自 由を長時間にわたって拘束し、 その自由意思を抑圧し、もっ て精神的自由をも侵害し、つ いには体罰による身体への侵 害にも及んだのである。本件 懲戒行為は、担任教師として の懲戒権を行使するにつき許 容される限界を著しく逸脱し た違法なものであると解する のが相当である。自殺との因 果関係は認めなかった。 損害賠償 3 万円
8 前橋地判高 崎支判 昭和47年9月7日 判時680号24頁	小学4年生 教諭 授業中に騒いだ行為 教鞭による頭頂部の1回 殴打（蜘蛛膜下出血）	明文をもって体罰を禁止し ているのであるから、A 教諭 のなした殴打行為が違法であ ることは明瞭。 慰謝料 100 万円

<p>9 松山地判 昭和51年3月29日 判時817号118頁</p>	<p>高校1年生 高校の保健体育教諭 授業中の態度が不真面目 生徒を殴打し鼻部打撲に よる教諭の懲戒解雇処分</p>	<p>（懲戒解雇処分を受けたこと の適否について）その態様 をみても、きき手ではない左 手を用いて殴っている点で腹 立ちまざれとは言え、幾分か の謙抑がみられること、何ら の後遺症も残らなかったこと、 ×は右行為の後、生徒やその 両親に謝罪し反省のみられる こと等から、苛酷に過ぎる処 分であり、不当であると認め るのが相当である。 認容</p>
<p>10 東京高判 昭和56年4月1日 判時1007号133頁</p>	<p>中学3年生 教員 教員にたいするふざけた 仕草 頭部を数回叩く</p>	<p>口頭によるそれと同一視して よい程度の軽微な身体的侵害 棄却</p>
<p>11 東京地判 昭和57年2月16日 判時1051号114頁</p>	<p>小学6年生、 複数教諭 民家のガラスを割る 腹部を2、3回つく（事情 聴取後、飛び降り自殺）。</p>	<p>児童の問題行動について児 童から事情聴取をする場合 においても、学校教師としては、 児童の心身の発達に応じ、児 童に苦痛を与えその人権を違 法に侵害することのないよう 配慮して、真相を究明すべき 注意義務があり、個別的に見 れば教育者の言辞として必ず しも妥当でないと感じられる ものもあることは否めないが、 これをもって本件事情聴取が 前記注意義務に反した違法な 行為であるとまでは到底解す ることができない。 棄却</p>
<p>12 東京高判</p>	<p>高校1年生 体育教師</p>	<p>当該体育授業における懲戒 行為は、懲戒の限度を超えた</p>

昭和59年2月28日 判時1112号54頁	<p>体育の授業でのバスケットボールの試合内容</p> <p>体育館2階のコンクリート縁にぶらさがるように命じる。</p>	<p>違法なもの</p> <p>慰謝料 520 万円</p>
<p>13 長崎地判 昭和59年4月25日 判時1147号132頁</p>	<p>中学3年生 担任教諭 宿題を忘れる</p> <p>自宅に宿題を取りに帰るよう叱責、その後自殺。</p>	<p>基本的な生活態度、生活習慣、学習態度を身につけさせることが人間形成のため大事であり、忘れ物を取りに帰らせることも生活指導措置として、教育の一端として首肯できる</p> <p>棄却</p>
<p>14 神戸地判伊丹支判 昭和59年4月25日 判時1134号128頁</p>	<p>中学1年生 体育教師 授業の怠業 すもうのぶちかまし</p>	<p>懲罰行為の行使の過程でなされた暴行</p> <p>慰謝料 170 万円</p>
<p>15 鹿児島地判 昭和59年11月6日 判例地方自治12号61頁</p>	<p>中学生 担任教諭 清掃時間への遅刻 両頬の3回殴打</p>	<p>教育指導上差し迫った必要のない安易な体罰</p> <p>慰謝料 50 万円</p>
<p>16 浦和地判 昭和60年2月22日 判時1160号135頁</p>	<p>中学2年生 担任教諭 授業中の怠業 頭を1回叩く</p>	<p>口頭による注意に匹敵、懲戒権の許容限度内と判断。</p> <p>棄却</p>
<p>17 水戸地土浦支判 昭和61年3月18日 判タ589号142頁</p>	<p>高校生 担任教諭 研修旅行中の禁止されたヘア 드라이ヤー携行</p> <p>頭部を1回殴打、正座している生徒に対し、右手拳でその左側頭部を2回殴打、なおも右足でその右肩付近を2、3回蹴りつけ、倒れた生徒の右側頭部を右足で2回位踏みつけ、起き上がった</p>	<p>私的感情による教育的懲戒とは無縁の行為。</p> <p>懲役3年</p>

	て座り直そうとした同人の右肩付近を右足で2回蹴りつけてその後頭部を後方の壁にぶつけさせ、さらに、その腹部を右足で1回蹴り上げ、死亡させた。	
18 金沢地判 昭和62年8月26日 判時1261号141頁	中学2年 担任教諭 忘れ物 往復びんた4回、頭部打撲による死亡。	その目的の如何を問わず体罰にあたる。 懲役2年6月、執行猶予3年
19 横浜地川崎 支判 昭和62年8月26日 判時1261号144頁	小学校特殊学級の生徒（知的には2、3歳程度） 担任教諭 書初めの作品を書かなかったこと。 右側頭部1回、左側頭部2、3回殴打により死亡。	私的感情による教育的懲戒とは認められない暴行 懲役3年
20 静岡地判 昭和63年2月4日 判時1266号90頁	中学2年生 複数教諭 催眠術遊び 正座させ顔を10数回殴打。	懲戒権の行使として許されるべき法的限界を逸脱したものであるから、懲戒行為の故をもって、その違法性が阻却されるものということはいくつかできない。 慰謝料5万円
21 東京地判 平成元年4月24日 判タ707号231頁	公立高校定時制4年生 担任教諭 日誌の取り合い 右手拳でXの左口唇部付近を一回殴打。	Aの強情さにとっさに怒りを覚えて本件殴打行為に及んだものと推認するのが自然である。 慰謝料20万円
22 鹿児島地判 判決 平成2年12月25日 判時1395号124頁	高校3年生 生補導係の教諭 校則違反（原動機付自転車の免許取得） 平手で顔を数回殴打頭痛、めまい、耳鳴等を伴う	懲戒の一つとして殴打としたと一応云うことができるけれども、学校教育法11条但書が禁止する体罰に該当する違法な行為。高校3年生に対する懲戒として、どれ程効果が

	傷害を被り、難聴になった。	あるのか疑問とする。 慰謝料 30 万円
23 浦和地判 平成2年3月26日 判時1364号71頁	中学生 生活指導 他校の生徒とのけんか 顔面を平手で殴打全治 10 日ないし 15 日の傷害。	有形力の行使が殴打・足蹴り等生徒の身体に傷害の結果を生じさせるようなものである場合には、それ自体同法 11 条但書が禁止する違法な体罰。 慰謝料 30 万円
24 千葉地判 平成4年2月21日 判時1411号54頁	中学 2 年生 担任教諭 給食時の遅刻 自分が腰掛けている椅子の前に生徒正座させ、叱責したうえ、運動靴を履いている右足で顎の辺りを一回蹴った。	暴行と判断し損害賠償を認める。 慰謝料 50 万円
25 大阪地判 平成5年9月3日 判時1494号130頁	高校 2 年生 製図実習担当助手 電気科製図室において、製図上の注意を守らなかったこと 頭部付近を教務手帳で複数回叩く。	傷害を負わせた点に関する限り、違法性がある。 慰謝料 30 万円
26 岐阜地判 平成5年9月6日 判時1487号90頁	高校 2 年生 (陸上部員) 陸上部顧問 やり投げでよい記録がない。 「ブス」などと侮辱的発言や、頭部をやりで叩かれ、手拳や平手で殴られる等の体罰を繰り返し受け、翌日、自殺。	明らかに違法性の高い体罰であるとしたが、違法な言動と自殺との間には相当因果関係は存在しないとした。 慰謝料 300 万円
27 浦和地判 平成5年11月24日 判時1504号106頁	中学校 2 年生 (バレーボール部員) 顧問 バレーボールの試合の内	体罰もしくは体罰の外形をとる生徒への暴行等の行為。 慰謝料 150 万円

	<p>容</p> <p>平手で頬を激しく殴打し、その結果、左側頭部付近を鉄筋コンクリート角柱の壁面に激突し、頸椎捻挫等の傷害を負った。</p>	
<p>28 水戸地土浦支判 平成6年12月27日 判タ885号235頁</p>	<p>高校1年生（野球部員） 野球部コーチ 練習が十分でないと思ったこと。 過激な練習を課せられたために練習中に倒れ、急性心不全で死亡。</p>	<p>短期間に体力や競技力の向上を図る目的で、限界を超えたトレーニングを行うことは、生徒の身体に加重な負担を及ぼし、慢性疲労に陥らせて心身の調節機能を失わせ、健康を害するに至るので、このような事態に至らないよう、指導者は生徒の健康、安全について十分な配慮をすべき義務があるといわなければならない。 慰謝料 1800万円</p>
<p>29 長崎地判 平成7年10月17日 判タ901号160頁</p>	<p>高校1年生 指導監督教諭 宿泊学習における違反行為 頭部等を数回殴られ、8日後に死亡。</p>	<p>教育活動の過程における暴行と判断したが、死亡との因果関係を否定。 慰謝料 80万円</p>
<p>30 福岡地判 平成8年3月19日 判時1605号97頁</p>	<p>中学1年生 複数教諭 他校の生徒への恐喝行為 海岸での砂埋め</p>	<p>教師としての懲戒権を行使するにつき許容される限界を著しく逸脱した違法なもの。 慰謝料 40万円</p>
<p>31 福岡高判 平成8年6月25日 判時1580号150頁</p>	<p>高校2年生 教諭 スカート丈の校則違反 肩部付近を2回連続して突き、さらに左手で右側頭部付近を下から上に突き上げるなどの暴行を加え、その頭部をコンクリート柱等に激突させて頭部打撲等の</p>	<p>教育の名に値しない私憤に由来する暴行 懲役 2年</p>

	傷害を負わせ、同傷害に基づき急性脳腫脹により死亡させた。	
32 東京地判 平成8年9月17日 判タ919号182頁	中学2年生 社会科教師 教師の指示への反論 平手で左頬を一回更に左頬を一回殴り、髪の毛を手で鷲づかみに引っ張った。	体罰は、その態様を見ると、教師と生徒という立場からも、また体力的にも、明らかに優位な立場にある教師による授業時間内の感情に任せた生徒に対する暴行であり、およそ教育というに値しない行為である。 慰謝料 50 万円
33 福島地会津 若松支判 平成9年1月13日 判時1630号122頁	高校2年生（柔道部員） 柔道部部长 特になし 夏合宿の早朝ランニングの途中で脱水、熱射病を発症し、急性腎不全によって死亡。	生徒に対し練習中水分を取らないように指導していたとは言えないにしても、練習中にはできるだけ水分を補給しないように黙示的な指導がなされていたことが窺われ、少なくとも練習中は生徒にとって水分を補給しづらい雰囲気があったことは明らかであり、積極的に必要な量の水分・塩分を補給させ、直行ら生徒に熱中症等の疾患の原因となる事情を発生させないよう注意すべき義務を怠っていた 慰謝料：本人 1400 万円、両親 300 万円
34 大阪地判 平成9年3月28日 判時1634号102頁	中学校2年 担任教諭 家庭訪問時の反抗的態度 顔面を叩いたり、襟首を掴んで揺すったり、謝らせるために頭を手で押さえて下げさせようとしたり、壁に押しつけたりするなどした。完治に約一週間を要す	生徒等の身体に傷害を生じさせるようなものである場合には、それ自体、違法な体罰。 慰謝料 20 万円

	る頸部捻挫。	
<p>35 神戸地判 平成9年5月26日 判例地方自治169 号56頁</p>	<p>中学生 教諭 集会での私語 平手で頭部を1回叩く</p>	<p>口頭による注意と同視し得るほどの軽度のものであるから、体罰に該当するとは到底言えない。 請求棄却</p>
<p>36 千葉地判 平成10年3月25日 判時1666号110頁</p>	<p>高校3年生 生活指導担当教諭 学年集会の場において横を向いて話を聴いていたこと。 頭部・顔面などを殴打の後、首をわしずかみにされて引きずられて体育館の外の廊下に連れ出され、殴打され、突き飛ばされ、床に叩きつけられるなどの暴行により、頭部外傷、頸部挫傷等の傷害。</p>	<p>学校教育法11条ただし書により全面的に禁止されている教員の生徒に対する「体罰」に該当する。 慰謝料80万円</p>
<p>37 神戸地姫路支判 平成12年1月31日 判時1713号84頁</p>	<p>小学6年生 担任教諭 再度質問したこと 平手で頭部を1回、両頬を往復で1回殴打、再び頭頂部を1回、両頬を往復で1回殴打。その後、生徒は自殺。</p>	<p>体件殴打行為は、自らに何らの非違行為がないにもかかわらず、担任教師から一方的な暴行。 慰謝料200万円</p>
<p>38 東京地判 平成13年3月23日 判例地方自治220 号70頁</p>	<p>小学1年生 担任教諭 給食時のしつけ、危険な行動のしつけ コレール皿（耐熱強化ガラス製の皿）でその頭部を1回叩いた行為、体操着かけのフックの木ねじ状のとがった部分を生徒の腕に押し当て2日間の傷害を負わした</p>	<p>体罰ととられかねない不適切な指導 慰謝料50万円</p>

	<p>体罰ととられかねないような不適切な指導であったというべきである。そして、その指導の結果、傷害を負わせたものであるから不法行為に当たる。</p> <p>慰謝料 50 万円</p>	
<p>39 さいたま地判 平成16年4月16日 【TKC文献番号】 28092254</p>	<p>小学校 5 年生 担任教諭 給食時の生徒の態度 X の腹部等を 3 回程足蹴にし、口角裂傷及び腹部打撲傷等の傷害を負わせた。</p>	<p>一方的に暴行を加えたというものであり、その態様は悪質である。</p> <p>慰謝料 30 万円</p>
<p>40 千葉地判 平成16年4月28日 判時1860号92頁</p>	<p>小学校 4 年生 担任教諭 授業中に奇声を発したり、他の生徒に悪戯をする。 特定の生徒を殴ってもよいとする発言による生徒による集団暴行事件の誘発。</p>	<p>ビンタ事件及び集団暴行事件を誘発した行為は、安全配慮義務に違反する行為であり、不法行為が成立する。</p> <p>慰謝料：生徒本人 100 万円、両親に 10 万円</p>
<p>41 神戸地判 平成17年11月11日 判時1918号48 頁</p>	<p>聾唖学校中等部 2 年生 教諭 体育大会のリレーの練習に参加しないこと。 顔面及び胸部を数回殴りつけた。</p>	<p>本件暴行は何らの教育的意図もなく行なわれ、何らの教育的効果も期待できないものであり、本件暴行は、いわゆる「体罰」とは異なり、単なる暴力行為というほかない。</p> <p>慰謝料 520 万円</p>
<p>42 東京高判 平成17年12月22日 判タ1237号285頁</p>	<p>中学 2 年生 (剣道部員) 部活動指導教諭 冗談に突っ込みを入れる気持、親しみを込める気持 (部活動中) 左腰辺りを 1 回蹴った。</p>	<p>蹴りつけることは違法な有形力の行使である暴行に該当する。</p> <p>慰謝料 10 万円</p>
<p>43 岡山地倉敷支判 平成19年3月23日</p>	<p>高校生 (複数の野球部員) 野球部監督 大会予選の敗退、部員に</p>	<p>生活指導の一環として、説諭しながら軽くたたいたという軽度のものといえないこと</p>

<p>裁判所ウェブサイト</p>	<p>よる不祥事（他の部員への暴行、窃盗等） 日常的な暴力（投げ飛ばす、殴る、蹴る、踏み付ける等）、全裸のランニングの強要。</p>	<p>は明白であるし、態様自体において教育的活動としての節度を有しているものでもなく、また、行為の程度として、いわば身体的説諭や訓戒、叱責として口頭でのそれと同一視してよい程度の軽微な暴行でもない。 懲役1年6月、執行猶予3年</p>
<p>44 さいたま地判 平成20年7月30日 【TKC文献番号】 28142029</p>	<p>高校3年生 複数教諭 試験中の不正行為の確認 長時間にわたる拘束生徒は自殺。</p>	<p>不正行為に関する事実確認は、懲戒そのものではないが、事実確認の結果如何では、生徒に対する懲戒にも繋がる可能性のある行為の一つであるから、生徒に対する指導の一環として教師に認められた権限の範囲内の行為であるというべきである。本件事実確認が、教師の生徒に対する指導の一環として、合理的範囲を逸脱した違法なものということとはできず、教諭らにAに対する安全配慮義務違反は認められない。 棄却</p>
<p>45 横浜地判 平成20年11月12日 季刊刑事弁護59号207頁</p>	<p>高校生 非常勤の技能職員 食堂において食器の後片付けの規則の無視 頸部をつかんで押し付ける。</p>	<p>生徒に対する生活指導の一環として有形力を行使であり、通常、傷害が発生するような激しい力を加えたとも認められない。 棄却</p>
<p>46 最判 平成21年4月28日 民集63巻4号904頁</p>	<p>小学校2年生 これまで面識のない教諭 生徒の悪戯 追い掛けて捕まえ、Xの胸元の洋服を右手でつかんで壁</p>	<p>本件行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではない。</p>

	に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った。	棄却
47 福岡地判小倉支判 平成21年10月1日判時2067号81頁	小学校5年生 担任教諭 他の児童を泣かせた いすに座っている生徒の胸ぐらを両手でつかみ、身体をゆすったため、いすから床に倒れ落ちた。その後、生徒は自殺。	本件懲戒行為が、非常に感情的に行われていることや、胸ぐらを両手でつかんでゆすめるという行為の態様、転倒の結果やその後の教諭の対応等を考慮すると、本件懲戒行為（とりわけC教諭がAの胸ぐらを両手でつかんでゆすめた行為）は、社会通念に照らして許容される範囲を逸脱した有形力の行使。 慰謝料 2500万円（Bの心因的要因を考慮して600万円に減額）
48 大阪高判判決 平成21年6月25日49【LLI判例番号】L06420394	小学6年生 担任教師 子ども同士のけんか 右頬をつねられ、線状痕を残す傷害を負った。	本件つねり行為については、児童に対する有形力の行使ではあるが、上記のようなその目的、態様、継続時間のほか、両者の関係、背景やその後の影響等からすると、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではない。 棄却
49 高松地判判決 平成23年1月17日【LLI判例番号】L06650010	中学1年生 保健体育教諭 授業中の私語 生徒の左頬付近を、右足で1回蹴り、転倒させ、その胸倉を片手で掴んで立たせ、そのまま生徒の列から引き出し、武道場のうち、剣道場と柔道場の境目付近まで移動させた後、柔道の大腰若しくは払い腰のよう	有形力行使の目的、態様、継続時間等から判断すると、教諭の行為は、教師が生徒に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱し、「体罰」に該当。 慰謝料 30万円

	な技をかけ、柔道場の畳の上に2回投げた。	
<p>50 鹿児島地判判決 平成24年1月12日 【LLI判例番号】 L 06750007</p>	<p>高校1年生（サッカー部員） サッカー部部長 1年生部員の練習態度が悪かったり、サッカーノートが提出されなかったこと 腹や胸の辺りを五、六回蹴りつけた。</p>	<p>「体罰」に該当する行為 慰謝料 150 万円</p>
<p>51 前橋地判 平成24年2月17日 判時2192号86頁</p>	<p>高校2年生（バレー部員） バレー部顧問 練習中の無気力 竹刀で叩くなどの暴行や侮蔑的な発言</p>	<p>部活動の指導の一環として行ったものであっても、教師が生徒を平手又は竹刀を用いて頭やみぞおち等の身体枢要部を複数回にわたり叩くことは、違法な有形力の行使である暴行に該当する。 慰謝料 130 万円</p>
<p>52 大津地判判決 平成25年5月14日 判時2199号68頁</p>	<p>中学生（柔道部員） 柔道部の顧問 特になし 柔道部の練習中、頭部を負傷し、急性硬膜下血腫により死亡。</p>	<p>部員の健康状態を常に監視し、部員の健康状態に異常が生じないように配慮し、部員に何らかの異常を発見した場合には、その状態を確認し、必要に応じて医療機関への受診を指示し又は搬送を手配すべき義務がある。 損害賠償 3704 万円</p>
<p>53 福岡地判判決 平成25年9月19日 【LLI判例番号】 L 06850508</p>	<p>小学5年生 担任教諭 廊下を走ったこと 顔面左右を平手で叩き、両耳の鼓膜を破る怪我をさせた（めまいや耳鳴りの後遺障害）。</p>	<p>本件暴行の動機や経緯は、応答の際における生徒の言動に立腹したことによるものであるが、教員が児童、生徒及び学生に対し体罰を加えることは法律上禁止されている。 慰謝料 300 万円</p>
<p>54 大阪地判判決</p>	<p>高校2年生（バスケットボール部員）</p>	<p>罰を受けるようなことは何らしておらず、満足するプレー</p>

<p>平成25年9月26日 【LLI判例番号】 L 06850556</p>	<p>バスケットボール部顧問 練習中の失敗など 平手で顔面や頭部を強く 殴打する暴行（被害者の自 殺）</p>	<p>をしなかったという理由で暴 行を加えられたのであって、 このような暴行は、理不尽と いうほかない。 懲役1年，執行猶予3年</p>
<p>55 大阪地判堺 支判 平成26年7月10日 【TKC文献番号】 25504467</p>	<p>小学5年生 担任教諭 体育の時間中に消しゴム で遊んでいた 教員が消しゴムを蹴りだ そうとした足が左肩から左 側上腕のあたりに当たった。</p>	<p>教育的指導の範囲を逸脱し た体罰に当たるとは認められ ない、骨折との因果関係は認 められない。 棄却</p>